

8B-1 no. 22

年少労働一般資料第20集

年少労働の実情

— 1962 —

労働省婦人少年局



は し が き

昭和36年9月にはじまり37年10月に及んだ引締政策の中にあつて、雇用の増勢の鈍化がみられたにも拘らず若年労働力に対する求人率は昭和37年も引き続き高まり、年少労働者の就業分野にはより良好な条件への変化がみられるとともに、求人難の影響を受ける範囲が次第に拡がり、このため賃金その他の労働条件の改善の動きも一層活潑化し年少労働者をめぐる諸環境の整備は進んでいる。

以下年少労働の現状を労働省及び関係諸官庁の各種資料に基づいて概説したので、年少労働者の保護と福祉増進に関心を持たれる方々の御参考になれば幸甚に存じます。

昭和38年12月

労働省婦人少年局長

谷 野 せ つ

目 次

1. 年少労働者数	1
2. 年少労働者の雇用と離職	10
3. 労働条件	22
4. 職業訓練と教育	31
5. 年少労働者の福祉	39
6. 最低年令未満の児童の労働	54
7. 青少年の非行	59

附属統計表

第1表 就業状態別15才以上人口の推移	2
第2表 職業別就業者数	3
第3表 産業別就業者数	4
第4表 業種別、規模別適用事業場数	6
第4表の2 都道府県別規模別適用事業場数	8
第5表 業種別規模別適用事業場年少労働者数	10
第6表 業種別労働基準法適用事業場年少労働者の推移	12
第7表 中学校卒業者の卒業後の状況	13
第8表 中学卒業者の産業部門別就職者数	13
第9表 都道府県別中学校卒業者の卒業後の状況	14
第10表 中学卒業者の産業別就職状況	16
第11表 中学卒業者の職業別就職状況	17

第12表	中学校卒業者の産業規模及び性別求人数並びに就職者数	18
第13表	新規学校卒業者を対象とする集団求人実施状況	20
第14表	中学卒業者の県外就職状況	22
第15表	性、学校、産業（大分類）及び事業所規模別、 初任給賃金	28
第16表	性、都道府県及び主要産業別、中学卒業者の初任給賃金	30
第17表	産業別死傷災害発生件数	32
第18表	通常および定時制高等学校課程別生徒数	33
第19表	中学校、高等学校通信教育在籍者数	34
第20表	通常および定時制高等学校生徒の年令別身長・体重・胸囲 座高の平均	34
第21表	事業内職業訓練実施事業場数、訓練生数、指導員数	35
第22表	地域及び業種別・実施区別商店街等一せい週休実施状況	36
第23表	産業別最低賃金決定状況	38
第24表	年少労働者余暇利用状況	40
	1. 終業後自由時間となるまでに主にどんなことを しているいるか	40
	2. 労働日の余暇態様	41
	3. 休日の主なる過ごし方	42
	4. 有給休暇を与える時季	43
	5. 通勤住込別、性別有給休暇利用態様	43
第25表	余暇を利用してやりたいと思っていること	44
第26表	都道府県別閉店時刻別商店街等一せい閉店実施状況	46

1. 年少労働者数

(1) 就業している年少者

◎労働力人口の割合は減少している

昭和37年における15才以上人口は6,755万人（前年6,603万人）で、そのうち労働力人口は4,614万人（同4,562万人）となっており、それぞれ前年より152万人、52万人の増加となっている。

第1表 就業状態別15才以上人口（年平均）

	15才以上人口	労働力人口	労働力人口比率	就業者	完全失業者	非労働力人口
	万人	万人	%	万人	万人	万人
昭和37年	6,755	4,614	68.3	4,574	40	2,138
36年	6,603	4,562	69.1	4,518	44	2,033
35年	6,520	4,511	69.2	4,461	50	1,998
34年	5,925	4,194	70.8	4,119	76	1,723

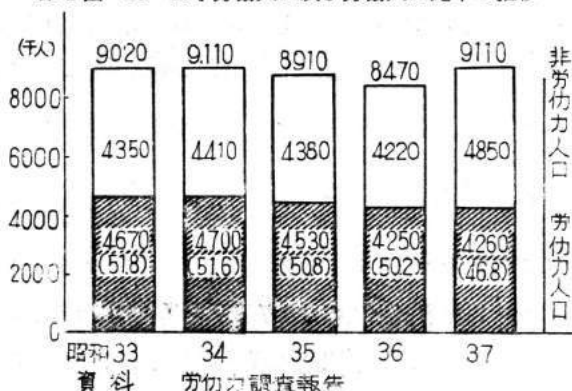
資料）総理府 労働力調査報告

注）労働力人口比率＝ $\frac{\text{労働力人口} \times 100}{15\text{才以上}}$

しかし一方、労働力人口比率は漸減の傾向がみられ37年は68.3%と前年を0.8%下まわり、これを男女別にみると男子84.3%（前年84.9%）、女子53.4%（同54.3%）と男子よりも女子において労働力の減少傾向が著しい。

15才以上19才以下の労働力人口をいまかりに「年少労働力人口」と呼び、その推移をみてみよう。15才以上19才以下の人口は戦争末期における出生率の激減とその後のベビー・ブーム等の影響により若干の増減はみら

第1図 15～19才労働人口及び労働人口比率の推移



れるが、出生率の安定とともにほぼ900万人前後に落ち着くものと考えられる。

「年少労働力人口」は、大勢としては減少の傾向にあり、37年はベビーブーム当時出生した者が中学校を卒業する年の第1年目にあつたため「年少人口」(15才以上19才以下の人口をいう)は36年に比し64万増の911万人となったが進学率が上昇し、非労働力人口が63万人と大幅な増加を示したため「年少労働力人口」は36年より1万人多い426万人となり労働力人口比率は46.8%とはじめて50%を大きく割った。また「年少労働力人口」の総労働力人口中にしめる割合をみると、35年に10.0%であつたものが、36年には9.3%、37年9.2%と年少労働力のしめる比重は漸次減少している。

つぎに「年少労働力人口」の就業している産業分野をみると、第1次産業の就業者は34年には全体の約3分の1に当る31.8%をしめていたものが、年々その割合は減少し、37年には全体の約5分の1の20.1%まで低下した。

これに対して第2次産業、第3次産業は逐年増加し、とくに第2次産業の就業者ののびは目ざましく、34年以降の4年間に10%近く増加している(第1次産業において減少した分の大半を吸収している)。

第2表 就業者の産業別構成比の推移

	15～19才就業者				15才以上全就業者			
	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和37	100.0	20.0	43.6	36.3	100.0	30.1	30.3	39.6
36	100.0	22.9	42.2	34.9	100.0	31.1	29.3	39.6
35	100.0	25.9	39.9	34.2	100.0	34.8	26.8	38.4
34	100.0	31.8	34.4	33.8	100.0	36.5	26.0	37.5

資料) 総理府労働力調査

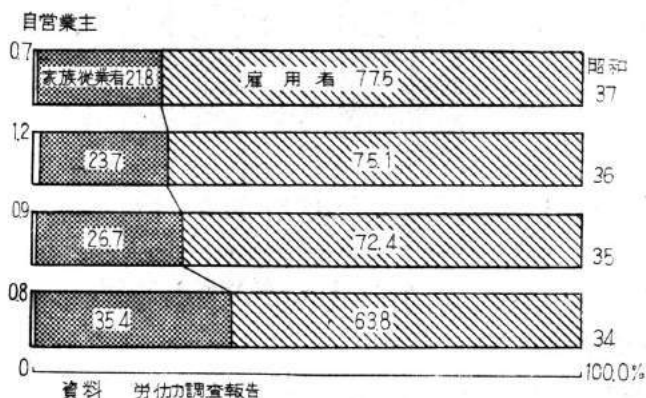
注) 構成比は15～19才は毎年6月、15才以上全就業者は年平均の数値

これは日本経済の成長が第2次産業部門にめざましく、この分野に若年労働力の多くが吸収された結果と考えられる。

このように就業構造の近代化の動きは年少労働力においてもっとも顕著に現われてきている。

就業構造の近代化のもう一つの現われである就業者の従業上の地位別構成の変化は、家族従業者の減少というかたちで現われている。すなわち、年少労働力人口中に家族従業者のしめる割合は、34年には35.4%であった

第2図 15～19才就業者の従業上の地位別推移

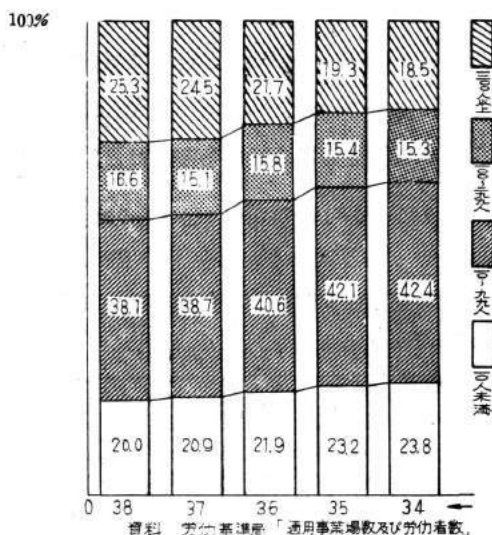


ものが、35年26.7%、36年23.7%37年には23.0%と逐年その割合は減ってきており、一方雇用者の割合は、34年の63.8%から、35年72.4%、36年75.1%、37年77.5%と増加の一途をしめしている。

(2) 雇用されて働く年少者

労働基準法適用事業場は38年4月現在186万9千で前年より14万5千の増加となっている。ここに雇用される労働者は2,315万人、このうち年少労働者(18才未満)は143万人で年少労働力人口に減少傾向がみられるにもかかわらず雇用者の増加によって前年より8万人の増加となっている。しかし総労働者のなかにしめる割合は6.2%で前年の6.5%を僅かながら下まわっている。

第3図 年少労働者の規模別構成比の推移



年少労働者の規模別就業状況を見ると、100人未満の中小規模に働く年少労働者は全体の58.1%、100人以上の規模に働く年少者は41.9%であり、

中小規模に働く年少者の割合は34年66.2%、35年65.3%、36年62.5%、37年59.6%と年々減少している。また、企業規模別に労働者の年令構成の推移を製造業男子に例をとってみると、1,000人以上の規模においては18才未満および18～20才未満のいわゆる若干層のしめる割合の増大がみられ、とくに18～20才未満の年令階層は36年には33年の約2倍の割合に急増して

第3表 規模別年令別労働者構成の推移

		(製造業男子)					(年令計=100%)
		～18才	18～20才	20～30才	30～40才	40～50才	50才～
企業規模 1,000人以上							
33年		3.0	4.7	35.9	29.5	20.9	6.0
34年		3.1	4.7	34.6	29.8	21.4	6.4
35年		3.6	7.5	35.0	27.9	19.5	6.6
36年		4.4	9.1	35.7	26.3	18.1	6.4
企業規模 1人～4人							
33年		12.5	13.5	42.7	14.8	8.7	7.4
34年		11.5	13.5	42.6	15.6	8.2	8.4
35年		10.3	13.1	42.9	16.0	9.0	8.8
36年		5.8	12.0	44.0	18.6	10.1	9.6

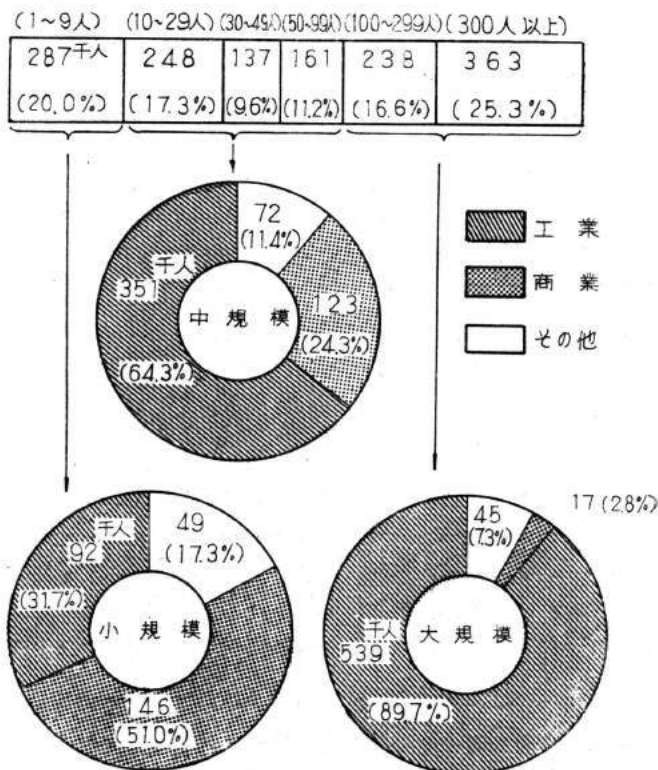
資料) 労働省 毎月勤労統計労災特別調査結果報告及び賃金実態総合調査
 いる。一方、1～4人の規模においては若年令層の減少が目立っており、18才未満の年令者のしめる割合は5.8%で33年の2分の1以下になり、小規模製造業における労働力の高令化の傾向がうかがわれる。

つぎに年少労働者の就業状況を産業別にみると、工業に働く年少者は98万2千人で、全体の68.4%を占め、ついで商業の29万6千人(同20.3%)となり、工業と商業の産業で全体の9割をしめている。また、規模別に産

業別就業状況をみると、10人未満の小企業において就業している年少者の約半数は商業に働いているのに対し、規模が大きくなるに従って商業に働く年少者のしめる比率は減少し、100人以上の企業においては僅か2.8%をしめているに過ぎない。これに対して工業では商業の場合とは逆に規模が大きくなるに従ってその割合は大きくなり、100人以上の企業に働く年少者の9割以上は工業的業種に就業しているのである。

第4図 適用事業場規模別産業別年少労働者数

(昭和38年4月現在)



住込労働者

わが国における中小企業に働く労働者の就労形態の特徴の一つとして住

込労働がある。

労働者が住込むという現象は中小企業なかでも小、零細企業で目立っており、経営が近代的な大企業にはほとんどみあたらない。小零細企業では雇用労働者が少なく、資本金も弱いので、労働者の宿泊のための特別の施設がないのが一般となっている。しかし小零細企業においても求人難を契機として共同宿泊施設の設置など改善の動きが活発化して来ている。

住込労働者の多い1人～4人の規模について年少者の多数就労している製造業、卸小売業、サービス業の住込の状況をみると、18才未満の者の住込率では製造業が男子59.3%、女子35.5%、卸小売業男子58.7%、女子57.6%、サービス業男子67.9%、女子86.2%とサービス業の住込率が最も高く、また各産業とも若年令ほど住込率が高くなっている。男女別ではサービス業を除いて男子の住込率が高い。

第4表 産業別にみた年令階級別の住込労働者の割合

(通勤住込計=100)

		～18才	18～ 20才	20～ 25才	25～ 30才	30～ 35才	35～ 40才	40～ 50才	50才 以 上
男	製 造 業	59.3	56.9	46.4	28.4	11.7	7.4	5.6	11.0
	卸売業・小売業	58.7	55.3	59.4	39.5	19.6	12.6	11.7	15.2
	サ ー ビ ス 業	67.9	72.1	60.9	37.8	17.7	12.4	14.5	19.0
女	製 造 業	35.5	48.3	40.1	24.2	15.0	11.5	8.3	13.4
	卸売業・小売業	57.6	56.4	49.0	41.2	40.3	33.6	33.5	38.5
	サ ー ビ ス 業	86.2	76.8	63.8	48.5	41.7	46.0	47.9	45.4

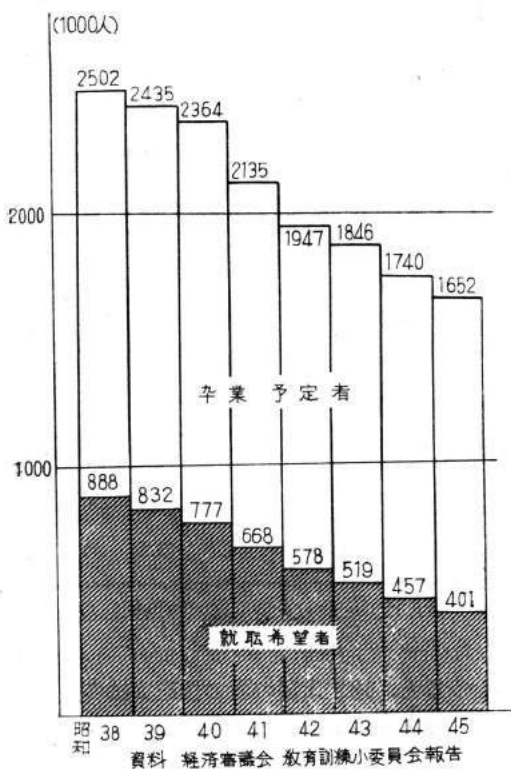
資料) 労働省 毎月勤労統計労災特別調査結果報告書

住込率の推移をみると、18才未満の者の住込率は各産業とも減少の傾向がみられ、18才以上30才未満では概ね減少傾向にあるが、サービス業や製造業の一部にはかえって増加しているものさえみられる。

(3) 今後の学卒供給見込

年少労働力人口の今後の変化をみてみよう。まず所得倍增計画によればその終期にあたる45年には、中学校卒業者の高等学校進学率は72%に達するものと予想されている。進学率の上昇にともなう就職希望者の減少は、当然のことではあるが、経済審議会の人的能力部会養成訓練分科会報告(38年1月)によると、中学卒業者は38年の250万人をピークとして毎年減少し、45年には165万人になる。一方進学率は前述のとおり上昇するた

第5図 今後における中学卒業者の供給見込



め、就職希望者は卒業者の減少にさらに輪をかけた速度で減少し、就職希望者は38年の89万人から45年には40万人と38年の45%に減少するものと想定されている

2. 年少労働者の雇用と離職

(1) 中学校卒業後の進路

◎高校進学率61.2%

戦後の経済が安定するとともに高校進学率は年を追って上昇し、33年以降をみても10%以上の上昇を示している。このため就職者の割合は年々減少し37年には就職進学者を含めて33.5%と卒業者の3分の1にまで低下した。

第5表 中学校卒業後の卒業後の状況

区 分	卒 業 者	進 学 者	就 職 者	そ の 他
中 学 校	(千人)			
実 数 { 36 年 3 月	1,402	831	501	70
数 { 37 年 3 月	1,948	1,192	652	104
構 成 { 33 年 3 月	100.0	50.6	40.9	8.5
比 { 34 年 3 月	100.0	52.4	39.8	7.8
成 { 35 年 3 月	100.0	54.9	38.7	6.4
比 { 36 年 3 月	100.0	59.3	35.7	5.0
比 { 37 年 3 月	100.0	61.2	33.5	5.3

資料出所 文部省学校基本調査

37年3月の中学校卒業者は195万人でそのうち進学者は119万人、就職者（就職進学者を含む）は65万人となっている。これは前年にくらべて、卒業者は65万人の増加となっているが、進学率が59.3%から61.2%と上昇したため就職者は15万人の増加にとどまった。

◎就職者の3分の2は第二次産業へ就職

産業別就職状況をみると、第一次産業には9.7%にあたる6万3千人が就職し、第二次産業には43万6千人（66.8%）、第3次産業15万3千人（23.5%）が就職している。これを前年にくらべると、卒業者の増加から各産業部門とも実数においては増加しているが、その産業別構成比をみると第1次産業9.7%（前年9.9%）、第2次産業66.8%（67.5%）、第3次産業23.5%（22.6%）と第1次産業就職者の減少は続いており、第2次産業もここ数年来はじめて僅かながら減少している。

第6表 産業別就職状況

	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
35年3月	(100.0) 683,697	(13.8) 94,553	(61.6) 420,538	(24.6) 168,606
36年3月	(100.0) 500,864	(9.9) 49,428	(67.5) 337,917	(22.6) 113,519
37年3月	(100.0) 652,400	(9.7) 63,142	(66.8) 436,140	(23.5) 153,118

資料出所 文部省学校基本調査

（2）職業紹介状況

◎新規学卒者の充足率は29.6%

就職者のうち縁故、知己等によって就職した者を除き、職業安機関（公共職業安定所および職業安定法第25条の3の規定による学校）の紹介で就職した者の状況をみると、求人数は中学校卒業者に対するものは139万9千人で前年の106万人の32.0%増となっており、就職者数は41万人と前年より8万人増えているが、求人数の急増により充足率は逆に前年を更に1.8%下廻る29.6%となり求人難はいよいよ拍車をかけてきた。

◎ 63%が100人以上の事業所に就職

第7表 規模別求人就職状況

		計	500人 以上	499～ 100人	99～30人	29人以下
求 人 数	実 数	1,399,070	238,127	391,046	410,867	359,030
	対前年増減(%)	+32.0	+52.4	+40.0	+23.3	
	構 成 比(%)	100.0	17.0	27.9	29.4	25.7
	前年構成比(%)	100.0	14.7	26.4	58.9	
就 職 者 数	実 数	410,120	128,393	131,815	85,404	64,508
	対前年増減(%)	+24.4	+29.2	+34.1	+13.6	
	構 成 比(%)	100.0	31.3	32.1	20.8	15.7
充 足 率(%)		29.3	53.9	33.7	(19.5) 20.8	18.0
前 年 充 足 率(%)		31.1	63.6	35.2	21.1	

資料 労働省職業安定月報

中学校卒業者に対する求人の規模別構成比は、500人以上17%、499～100人28%、99～30人29%、29人以下26%となっており、大規模事業所のしめる割合が次第に大きくなってきている。求人数を対前年比でみると、500人以上の事業所の求人数は52%増、499～100人40%増、99人以下23%増と規模が大きくなる程増加率が大きくなっている。

第8表 規模別就職状況構成比

	総 数	500人以上	100～499人	15～99人	14人以下
37年3月	100.0	31.3	32.2	※(1)20.8	※(2)15.7
36年3月	100.0	30.2	29.8	27.3	12.7
35年3月	100.0	23.6	26.6	30.3	19.5
34年3月	100.0	13.2	18.7	35.1	33.0

注) ※(1)は30人～99人 ※(2)は29人以下の規模区分

資料) 労働省 職業安定局調

つぎに就職者の規模別構成比をみると、500人以上31.3%、100～499人

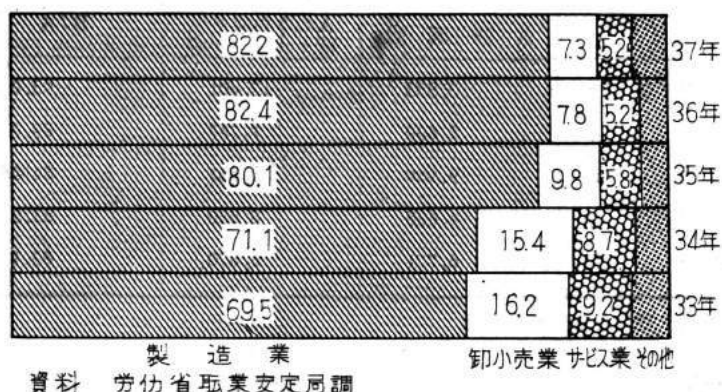
32.1%, 30～99人20.8%, 29人以下15.7%となっており500人以上および100～499人のいわゆる大規模事業所のしめる割合は36年に比較してさらに3.6%のびて全体の3分の2弱に達し、100人未満の事業所に中学校卒業者の3分の2以上が就職していた34年以前と就職者の規模別構成は全く逆転した。

規模別の充足率は、500人以上53.9%（前年63.6%）、499～100人33.7%（35.2%）、99人以下19.5%（21.1%）と各規模において低下しているが、とくに500人以上事業所の低下が著しく求人難も大企業にまで波及してきたことを物語っている。

◎ 9割が製造業と卸小売業に就職している

中学校卒業者に対する、求人数就職者数を産業別にみると求人数、就職者のいずれも全数の約80%を製造業がしめており、ついで卸小売業が約10%、サービス業約5%の順で、この3産業で全体の約95%をしめている。とくに求人数の産業別構成のうち製造業のしめる割合は年々増加しているが、なかでも女子についてはその増加率には顕著なものがみられる。

第6図 産業別就職者構成の推移（中学校卒業者）



就職数は全数において前年より8万人（24%）の増加をみたが、その産

業別構成は、求人の場合と概ね一致し、製造業に対するものが全体の82%をしめ、これについて卸小売業7%、サービス業5%の順である。これを年度別にみると、ここ数年来製造業に就職する者の割合は急激に増え、これに対して卸小売業やサービス業に就職する者の割合は減少の傾向にあり、37年のこの両産業に就職した者の割合は33年当時の約半分にまで低下している。37年の就職者の構成を前年に比較すると、製造業ののびも一段落し、ほぼ前年と同じ構成比になっている。産業別の充足率は、製造業30%、卸小売業23%、サービス業30%と卸小売業が低位となっている。

◎ 県外就職者は年々増加し、37年は4割に近づいた

37年中学校卒業後就職した者41万人のうち他府県へ出て就職した者の数は、36年より3万5千人(28%)増の16万人となっている。これは全就職者の39%に当り、前年の38%よりもその割合は上昇している。これら県外就職者を受け入れる主な地域は東京、大阪、愛知の3都府県で、県外就職者の68%に当る10万8千がここに集中しており、さらにこの3都府県の周辺までをも含めると92%まで集中している。

第9表 主要供給地における県外就職状況

区 分	就 職 者 ^A 数 人	Aのうち県外就 職 者 人	B/A %
1. 鹿 児 島	13,333	12,401	93.0
2. 宮 崎	8,699	7,757	89.3
3. 熊 本	9,969	8,367	84.0
4. 高 知	4,625	3,850	83.2
5. 秋 田	6,721	5,520	82.1

資料 労働省職業安定局調

一方、供給地の主なものは東北、四国、九州で、県外移動就職者16万人の60%に当る9万5千人がこの3地域から供給されており、なかでも鹿児

島県においては、就職者の93%までが県外の事業所へ就職し県外就職率が最も高く、ついで宮崎、熊本、高知、秋田の順に県外就職率が高く、それぞれ8割以上の者を県外の事業所へ送り出している。

地域間移動の大きな流れは、東北からは京浜へ、四国からは京阪神へ、九州からは中京、京阪神へと例年どおりとなっている。

◎ 集団求人者の職業紹介状況

集団求人は、中小企業の求人難を解決する方策として新規学卒者とくに中学校卒業生に対し、求人者の業種団体や地域団体を中心に求人者指導、求人条件の集団的な保障により求人条件の向上維持を図り、これによる新規労働力の確保を目的とするもので、32年以来労働省において推進してきた方式である。

37年3月新規学校卒業生（高等学校卒業生を含む）に対する集団求人の実施状況をみると、群馬、福井等10県を除く36都道府県の455団体によってこの方式による求人がなされ、求人団体の内訳は地域団体135、業種別団体320となっている。都道府県別求人団体数は、東京の96団体を筆頭に愛知64、大阪62と大都市に集中しており、神奈川29、北海道23、青森、宮崎の19団体がこれについている。

求人数は前年を7千人上回る6万6千人で、東京の1万7千人、愛知1万5千人、大阪1万1千人が求人数の多い都府県である。

就職者は13,622人で前年より約3千人増え、充足率は21%で前年の19%より僅かであるが上昇している。就職者を都道府県別にみると、最も多いのは愛知で4,087人、東京は求人数が多かったにもかかわらず2,836人、大阪は1,010人となっている。充足率では三重の7%が最も低く、ついで大阪の9%となっており、東京は17%でこれらは平均の充足率を下回っている。一方、愛知は28%とかなりの充足率をあげ、充足率の高いのは愛媛88%、茨城63%、佐賀58%、富山56%等供給地または供給地の周辺の地域

第10表 主要都府県における集団求人実施状況

	求人団体数	求 人 数	就 職 数	充 足 率
東 京	96	16,725	2,836	17%
愛 知	64	14,732	4,087	28
大 阪	62	11,059	1,010	9

資料 労働省職業安定局調

第11表 集団求人実施状況

区 分	団 体 数	求 人 数	就 職 者 数	充 足 率
33 年 3 月	257	21,814	8,997	41%
34 卒 "	485	33,000	16,267	49
35 年 "	504	53,147	13,992	26
36 年 "	533	58,627	10,944	19
37 年 "	455	65,582	13,622	21

資料 労働省職業安定局調

となっている。

とかく前年までは、充足率は年々低下する一方で、集団求人の効果も云々されることもあったが、学卒者全般の充足率が前年をさらに下回った37年において前年を上回る充足率を残したことは、今後の集団求人に明るい見通しを与えている。

(3) 離 職

年少者が就職した後、その職業や職場によく適応できなかったり、あるいは事業場の都合のため、技能の習得もなかばで離職していくケースが少くない。年少者の早期離職は、時には本人の職業適性に合致した新しい職業や、よりよい労働条件のもとでの就労を可能にすることもあるが、一方

では、新しい職場に満足できず、転職を重ね、技能習得の機会を失なっていくおそれがあるばかりでなく、そのうちに悪友の誘惑に負け非行化する懸念も多分にある。

◎ 年少者の離職は増えている。

労働異動調査によると規模30人以上の事業所における離職者数は年々増加し、とくに年少者の離職者数についてみると36年は32年の2.3倍にのびている。

第12表 年 別 離 職 者 数

	総 数		18 才 未 満	
	実 数	指 数	実 数	指 数
昭和 36 年	2,005,052 ^人	214	208,496 ^人	229
35 年	1,462,085	160	159,042	175
34 年	1,257,090	137	136,568	150
33 年	1,137,140	124	114,694	126
32 年	917,608	100	91,173	100

資料 労働省 労働異動調査結果報告

経済規模の拡大とともに、各方面において雇用が増大し、とくに若年労働者については深刻な求人難を招来し、労働異動が活潑化したことにもよるが、職場適応の問題など検討すべきものであろう。

◎ 早期離職は漸増している

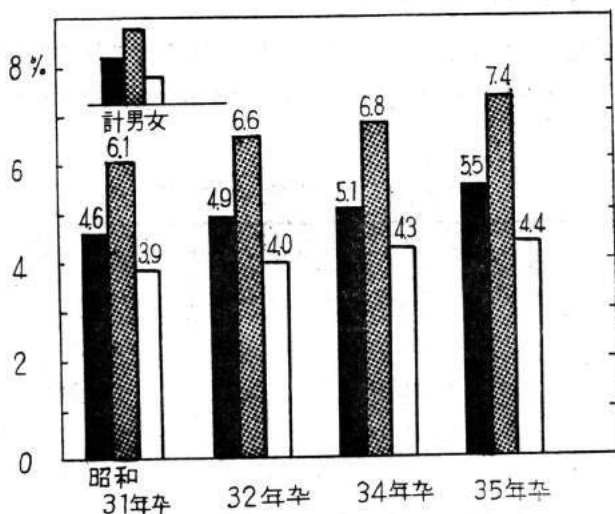
昭和35年3月に中学校を卒業して就職した者のうち約2万2千人（うち従業員100人以上の事業場に就職したものは70%弱）について労働省職業安定局で調べたところ、同年7月までの4カ月間に、1,200人（5.5%）の者が職場を離れている。こうした年少者の早期離職の傾向は、31年当時（4.6%）に比べると、年々わずかながら増加の傾向を示している。

◎ 小企業の1年間の離職率は30～40%

第7図 中卒者の入職後3カ月間の離職率（推移）

注 35年卒については4カ月間の調査結果を示す。

（職業安定局新規学校卒業者の就職後の補導後の補導結果に関する調査結果より）

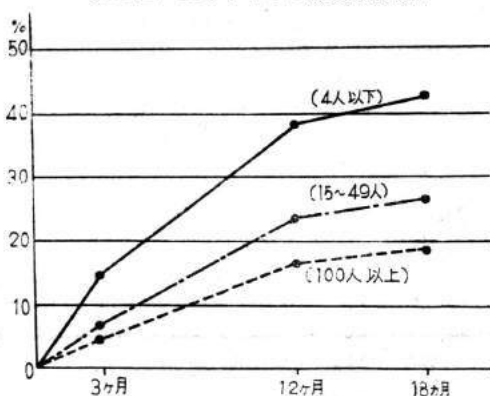


年少者の離職率は、職業安定局の実施した「新規学校卒業者の就職後の補導調査」によると事業所の規模が小さくなるほど高くなり、従業員100人以上の事業場に就職した者の場合は、3カ月以内の離職者4.1%、1年以内16.6%、1年半以内18.4%となっているのに対し、従業員4人以下の小企業では、3カ月以内に14.5%、1年以内に38.5%、1年半以内に42.7%と約半数の者が離職している。

◎ 離職事由の7割5分は本人の都合による退職

離職をした者のうち公共職業安定所において失業保険金の受給資格の決定を受けた者についてその離職事由をみると、（失業者帰趨状況報告書）19才以下では「本人の都合による退職」が75.9%を占め最も多く、「事業所の都合による解雇」は20.3%にすぎない。しかも人手不足による他事業場からの引き抜きや、離職しても比較的容易に仕事が見つかるなどの事情

第8図 34年中卒者の規模別離職率



資料 職業安定局「新規学卒者の就職後の補導調査」

によって、この調査の対象に含まれない者があることを勘案すれば、「本人の都合による退職」は更に大きな部分を占めることになると思われる。

第13表 年令別離職事由別構成比
(昭和36年)

事 由 年 令	事業所の都合 による解雇	契約期間満了 による退職	本人の都合 による退職	本人の責に よる解雇	計
	%	%	%	%	%
19才以下	20.3	3.8	75.9	0.0	100.0
20～24才	18.8	4.4	76.5	0.3	100.0
25～29才	23.6	3.3	73.0	0.1	100.0
30～39才	35.2	5.6	59.0	0.2	100.0
40～49才	47.1	7.9	44.4	0.6	100.0
50才以上	43.1	7.5	49.2	0.2	100.0

資料 労働省 失業者帰趨調査結果報告

◎ 再就職者の賃金

再就職した職場での賃金と前職賃金との比較を昭和36年度の失業者帰趨調査によれば19才以下の場合前職より賃金が5%以上増加した者は、男子では57.4%、女子では49.6%となっており、このうちには50%以上増加し

第14表 前職賃金との変動割合構成
(通勤者のみ)

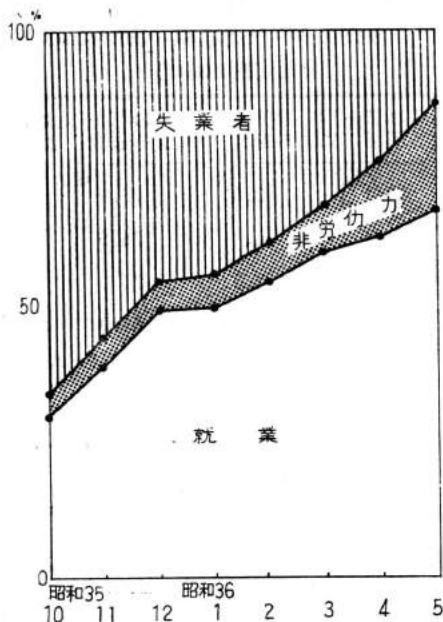
	男				女			
	計	19才以下	20～24才	40～49才	計	19才以下	20～24才	40～49才
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
+5%以上	35.3	57.4	31.3	35.8	37.0	49.6	27.7	34.3
+5%～-5%	11.4	9.3	14.3	12.8	10.9	8.6	12.6	12.9
-5%以上	53.4	33.4	54.4	51.4	52.1	41.9	59.8	52.8

資料 労働省 失業者帰趨調査結果報告(36年度)

た者、男子11.1%、女子6.7%が含まれている。

一方、5%以上賃金の低下した者も男子33.4%、女子41.9%と女子の高

第9図 19才以下就業者の月別推移(所定給付日数180日)



資料 失業者帰趨調査結果報告(36年度)

率が目立ち、求人難のもとでの再就職も賃金の面からだけみれば必ずしもよい結果をあげているとはいえない。

賃金の変動の割合を前年（35年）と比較すると、賃金の上昇した者は、男子では35年より2.5%減少しているが、女子では35年の22.6%から大幅に増加している。また低下した者は男子では前年より5.1%増え、女子では22.6%減少している。

◎ 離職後3カ月間で半数は再就職

では離職者がつぎの職場をみつけるまでにどの程度の日時を要するものかは失業者帰趨調査結果によると、離職後、公共職業安定所において35年9月に失業保険金の受給資格の決定をうけ所定給付日数180日のもの（通常離職前の継続雇用期間が1年以上5年未満または、被保険者期間が10カ月以上のもの）についてみると19才以下の離職者で翌月の10月中に就業できた者の割合は29.5%となっている。この就業率は期間の経過とともに上昇し、6カ月を経過した36年3月には59.4%が新しい職場で就業している。さらに8カ月を経過した36年5月には67.0%と3分の2以上が就業している。しかし、この時においても就学したり、家事や育児に従事したりして非労働力化した者を除いて13.5%の者が就職を希望しながら適当な職場がなく失業している。

3. 労働条件

36年後半からは金融引締政策による景気調整がなされたが若年労働力に対する求人難の現象は37年度においても一層強まっている。

初任給は引き続き大幅に上昇し、最低賃金制の普及、一せい週休制および一せい閉店制の実施など特に中小企業における労働条件改善に拍車がかけられた。

(1) 賃 金

◎ 初任給は男子23%、女子27%上昇

37年3月新規学卒者の初任給賃金の状況を労働省職業安定局の調査に基づき述べる。

規模30人以上の事業所に採用された中学校卒業者の賃金は9,000円（中位数）である。これを性別にみると男子9,000円、女子8,990円と男女の差はほとんどみられない。

事業所の規模別では500人以上9,110円、499～100人8,970円、99～30人8,910円と大規模事業所ほど初任給は高くなっているが、これを男女別にみるとその傾向は全く対照的で、男子は小規模事業所ほど高く、女子は規模が大きいほど高いという結果がでている。なお、500人以上の事業所においては、女子の方が男子よりも高賃金となっている。

初任給の対前年上昇率は男子23.0%、女子26.8%と女子ののびが著しく、規模別では、15～99人の規模が男子24.3%、女子28.4%と最も高く、規模が大きくなるに従って上昇率は減少し、規模別賃金格差の縮少傾向が引き続いてみられる。

産業別にみると、金融保険不動産業9,320円が最も高く、運輸通信電気

ガス水道業の9,190円、製造業9,020円が次いで高く、最も低いのは前年と同様サービス業で8,360円となっている。産業別対前年比をみると、男女とも第3次産業の上昇率が大きく、とくに従来の比較的低い産業であった金融保険不動産業（男子37.4%，女子35.9%）サービス業（男子24.5%，女子29.4%）卸小売業（男子27.3%，女子27.6%）ののびが著しく、規模別格差の縮小と同時に産業別格差の平準化が進んでいる。

初任給の地域別状況は一般的にみて東京、大阪、愛知などの需要地における初任給は高く、東北、四国、九州などの供給地は低くなっている。地域別にみた規模別の状況をみると、大企業は地域的格差が少なく、小企業ほど地域的格差は大きくなっている。地域別格差の大きい29人以下の規模を例にとってみると、初任給の最も高い地域は大阪の9,640円、東京9,620円で、最も低い地域は九州6,400円これに続いて東北の6,510円となっており、最高と最低の差は3,240円で最高大阪は最低九州の1.5倍以上の額

第15表 事業所規模別地域別初任給賃金

(中位数)

区 分		金 額					指 数				
		計	500人 以 上	499～ 100人	99～ 30人	29人 以下	計	500人 以 上	499～ 100人	99～ 30人	29人 以下
中 学	全国	9,000	9,110	8,970	8,910	8,140	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東京	9,530	9,560	9,490	9,550	9,620	105.9	104.9	105.8	107.2	118.2
	愛知	9,040	9,070	9,060	8,970	8,690	100.4	99.6	101.6	100.7	106.8
	大阪	9,540	9,470	9,560	9,610	9,640	106.0	104.0	106.6	107.9	118.4
	東北	7,280	7,910	7,380	6,790	6,510	80.9	86.8	82.3	76.2	80.0
	四国	8,020	8,520	8,160	7,480	7,170	89.1	93.5	91.0	84.0	88.1
	九州	7,130	7,740	7,300	6,550	6,400	79.2	85.0	81.4	73.5	78.6

(注) 計は30人以上規模に就職した者の計を示す

資料 労働省職業安定局 職業安定業務月報

第16表 性別，模規別初任給
(中位数)

区 分		男				女			
		計	15人～ 99人	100人～ 499人	500人 以上	計	15人～ 99人	100人～ 499人	500人 以上
中	34年 3月	円 5,140	5,040	5,360	5,770	4,750	4,610	5,050	5,740
	35年 3月	5,910	5,800	6,130	6,430	5,570	5,420	5,700	6,430
	36年 3月	7,300	7,190	7,480	7,550	6,790	6,610	7,030	7,300
	37年 3月	8,980	8,940	9,040	9,080	8,610	8,490	8,780	9,040
学	35/34	% 15.0	15.1	14.4	11.4	17.7	17.6	16.8	12.0
	36/35	23.5	24.0	22.0	17.4	21.9	22.0	19.2	13.5
	37/36	23.0	24.3	20.9	20.3	26.8	28.4	24.9	23.8

(注) 37年は前年までの本調査の方法に大幅な改訂を行なったため直接比較できない。本表における37年の数値は比較できるよう補正したものである。

資料 労働省職業安定局 職業安定業務月報

第17表 中学校卒業者産業別，性別初任給賃金
(中位数)

産 業	性別 年 別	男			女		
		37年 3月卒	36年 3月卒	対前年比	37年 3月卒	36年 3月卒	対前年比
農林水産業		※8,200	※8,500	% -3.5	※7,500	※4,730	% 58.6
鉱 業		8,300	7,240	14.6	※7,430	6,640	11.9
建 設 業		8,710	7,000	24.4	8,150	6,530	24.8
製 造 業		9,090	7,390	23.0	8,680	6,870	26.3
卸売小売業		8,720	6,850	27.3	8,220	6,440	27.6
金融，保険 不動産業		8,930	6,500	37.4	8,860	6,520	35.9
運輸通信，電 気ガス水道業		8,850	7,420	19.3	8,640	7,040	22.7
サービス業		8,040	6,460	24.5	7,970	6,160	29.4
計		8,980	7,300	23.0	8,610	6,790	26.8

注 1) ※欄は，調査数少なく，誤差率が大きいため取扱いに注意すること。

2) 37年の数値は対前年比較のための補正数値である。

資料 労働省職業安定局職業安定業務月報

となっている。

また地域内の規模別初任給をみると、需要地である東京、大阪では小規模が最も高く、規模が大きくなるに従って概ね低くなっている。一方、東北、四国、九州など供給地においては、これと全く逆に規模が大きいほど高い初任給額を示している。

◎ 最低賃金額の改訂もすすんでいる

34年7月最低賃金法の施行以来、最低賃金制は年少労働者を含めた中小企業に働く労働者の賃金を中心とする労働条件の向上に貢献してきたが、その普及状況は、35年に労働省が36年度を初年度とする3カ年計画で、38年度末まで最低賃金適用労働者を250万とする「最低賃金制普及計画」を発表して以来、関係者の協力と相まって急速に普及するに至った。

38年3月末現在における最低賃金決定状況は、最低賃金法第9条業者間

第18表 産業別最低賃金決定状況

(昭和38年3月31日現在)

事 項 産 業 別	件 数			使用者数	適用労働者数
	9 条	10 条	11 条		
計	1,165	49	3	146,647	2,054,253
製 造 業	939	39	3	91,786	1,698,597
鉱 業	16			919	8,719
建 設 業	29	1		4,320	29,922
卸 売 業, 小 売 業	56			7,822	75,890
運 輸 通 信 業	5			509	17,968
サ ー ビ ス 業	94	9		36,793	156,862
漁 業, 水 産 養 殖 業	1			119	1,044
そ の 他	25			4,379	65,253

資料 労働省労働基準局賃金部調

協定に基づく最低賃金1,165件、第10条業者間協定に基づく地域的最低賃金49件、第11条労働協約に基づく地域的最低賃金3件で総決定件数は1,217件、適用を受ける使用者数は約15万人、適用労働者数は約205万人となつている。これを前年同期に比較すると、件数にして6割、適用労働者にして4割5分の増加となっている。

最低賃金の決定状況を産業別にみると、製造業が最も多く981件、適用労働者数170万で総決定件数の81%、適用労働者の83%をしめており、ついでサービス業94件、適用労働者数16万、卸小売業56件、適用労働者数8万の順となつている。

また、単に数的な増加にとどまらず最低賃金額の改訂も飛躍的に増加し、38年末までに業者間協定に基づく最低賃金（法第9条）は総件数1,165件のうち28%にあたる326件が改訂されている。

（2）労働時間と休日

◎ 一せいで休実施事業所は28万

中小企業の労働条件の向上を図るため労働省では「全産業週休制の確立」を昭和33年以来行政の重点事項として推進している。

昭和38年1月1日現在における週休制の実施状況は次のとおりである。

地域別に週休制を実施している団体は3,925、実施事業場数59万（うち雇用労働者のいる事業場28万）、労働者数92万人となっている。また業種別団体で実施しているものは小売業の4,137を筆頭に理美容業1,562、料理飲食旅館業879、卸売業724、クリーニング業644、接客娯楽業334団体がこれに続き、合計では9,688団体、実施事業場55万（うち雇用労働者のいる事業場34万）、労働者数123万となっている。地域別、業種別を合計すると13,613団体、114万事業場（雇用者のいる事業場63万）、労働者数215万人で、適用を受ける労働者数は前年に比べて10万人増加している。

つぎに一せい休日を内容別にみると、完全週休を実施している団体は週休制を実施している団体の27%に当る 674 団体、月 3 回一せい他は交替のものは16.8%2,282団体、月 2 回一せい他は交替35.8%4,877団体、月 1 回一せい他は交替20.4%2,780団体となっており、これを前年に比較すると、完全週休と月 3 回一せい他は交替という、完全週休かまたはこれに近い内容を持つものの増加が目立っている。

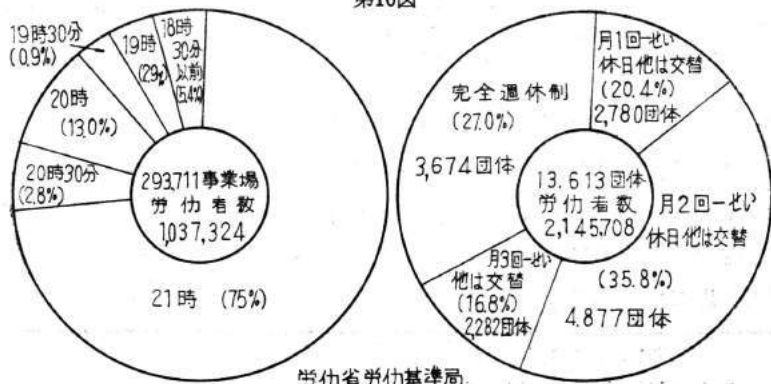
◎ 一せい閉店時刻は午後 9 時が75%

中小商業、サービス業等における事業主相互の自主的申し合せによる一せい閉店制の採用は従来からもかなり行なわれていたが労働省では35年12月以降本制度を全国的に推進することになった。

一せい閉店制は、商店街等が協力して一定の時刻に一せいに閉店することにより商店労働者の経常的な長時間労働の状態を改善するものである。

一せい閉店制の推進状況をみると、38年1月1日現在全国29万の労働基準法適用事業場において実施され 104 万の労働者がこれによって労働条件の向上をもたらされている。これを37年4月1日現在に比較すると5割以上の増加であり、この制度が全国的に急速に浸透していることを物語っている。

第10図



一せい閉店を内容別にみると、午後9時閉店が最も多く全体の75.0%に当る22万事業場、ついで午後8時閉店13.0%、午後6時30分閉店5.4%、午後7時閉店2.9%、午後8時30分閉店2.8%、午後7時30分閉店0.9%となっている。

(3) 監督実施状況

◎ 年少者の労働時間の違反は約8千件

労働基準法は、年少労働者の特質に鑑み、その就業について、使用できる最低年齢、労働時間や休日、深夜業、危険有害業務の就業等に特別の制限規定を設けこれを保護している。全国337の労働基準監督署では、こうした法の精神が十分に守られるよう、日頃事業場の監督を実施しているが、このうち定期監督の結果によっても、36年1カ年間に年少者の労働時

第19表 定期監督実施状況
(年少労働者関係主要法条項)

業種	事業場数	違反事業場数	主 要 事 項						
			労働時間	休日	深夜業	最低年齢	※坑内労働	※就業制限(技能経験)	※就業制限(危険有害)
業種計	175,964	88,454	8,394	3,963	1,150	249	28	739	676
主 要 産 業									
工 業	112,210	54,416	7,427	3,121	999	152	—	310	345
土 建	30,536	15,198	173	115	24	18	16	270	215
商 業	4,710	3,008	202	258	38	44	—	6	3
金融広告	4,976	2,228	45	11	4	2	—	—	—

※は女子の違反を含む

資料 労働省労働基準局 労働基準監督年報

間に違反のあった8,394事業場を筆頭に、延約1万5千事業場に年少者の労働条件に関する違反が発見された。

法規違反状況を産業別にみると、年少者の7割が就労している工業が最も多くなっている。

次に、36年中における年少者関係法規に関する労働者の申告状況についてみると、被申告事業場数21,659のうち年少者の労働時間に関するもの660事業場、年少者の休日に関するもの248、年少者に深夜業に関するもの153、最低年令に関するもの48、坑内労働に関するもの22（女子を含む）となっている。

（４） 年少者の災害

◎ 年少者の労働災害は1万7千件

昭和33年に産業災害防止総合五カ年計画を樹立し、中小企業における災害防止及び重大災害の防止等を中心に諸施策を推進してきた。この結果、高度の経済成長に伴う雇用の増大や生産手段の変革などが著しい災害増加の要因になったにもかかわらず、労働災害の発生率は逐年減少の傾向を示している。

37年中、年少労働者が労働災害によって、休業8日以上にわたる傷病を受けた件数は、17,328件であった。このうちには死亡した者が135人含まれている。

災害発生状況を産業別にみると製造工業が13,770件で全体の約8割を占め、これについて建設業1,552件（9%）が多くなっている。

次に災害を死傷千人率でみると土石採取業が142.22で断然高く、年少者千人のうち142人が37年中に休業8日以上産業災害をうけたことになる。これについて貨物取扱事業の84.03となっているが、死傷件数の8割を占めていた製造工業も死傷年千人率では13.86で、同産業の18才以上男

第20表 男女年少者別死傷発生状況

(昭和37年1～12月)

産業別	区 分	合 計	18 才 以 上		18才未満	年少者の 死傷件数 が占める 割合(%)
			男	女		
全産業 (除鉱山)	死 傷 件 数	415,460	363,538	34,594	17,328	4.2
	死傷年千人率	19.26	25.58	5.81	12.29	
製造工業	死 傷 件 数	166,167	134,187	18,210	13,770	8.3
	死傷年千人率	17.53	22.81	7.05	13.86	
土石採取 業	死 傷 件 数	6,656	58,850	707	64	1.0
	死傷年千人率	73.98	72.20	88.31	142.22	
建設事業	死 傷 件 数	137,282	125,756	9,974	1,552	11.3
	死傷年千人率	51.64	54.01	33.50	48.66	
運輸事業	死 傷 件 数	23,553	21,600	1,290	663	2.8
	死傷年千人率	18.60	19.29	10.72	24.92	
貨物取扱 事業	死 傷 件 数	34,827	33,278	1,239	310	0.9
	死傷年千人率	84.95	90.70	31.48	84.03	
林 業	死 傷 件 数	28,010	26,952	848	210	0.8
	死傷年千人率	69.90	77.58	17.35	47.64	
その他の 事業	死 傷 件 数	18,965	15,880	2,326	759	4.0
	死傷年千人率	2.60	2.91	0.81	2.17	

(注) 1 この表は、労働基準法施行規則第57条に基づいて提出された死傷病報告のうち休業8日以上のもを用いて作成したものである。

2 死傷年千人率は $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者数}} \times 1000$ で算出したものである。

子の千人率 22.81 に比べてもかなり低くなっている。

4. 職業訓練と教育

労働力の資質の向上を図るための教育訓練の充実がわが国の経済成長に欠くことのできないものであることについては今更論をまたない。

一方、義務教育終了後直ちに社会へ出て働いている年少労働者にとっても、教育訓練の場は、年少労働者を内容豊富な人間に成長させ、発展する社会に適応する人間を形成し、安定した経済生活を送るに足る資質を育てるために最も必要なものと考えられる。昭和37年度の教育機関在籍状況をみると、15～17才の青少年のうち、全日制高校をはじめ定時制高校各種学

第21表 15～17才の青少年の教育機関在籍状況

(推計—昭和37年度)

	実 数	構 成 比
15～17才人口	5,421 ^{千人}	100.0 [%]
教育機関在籍者総数	3,792	70.0
全 日 制 高 等 学 校	2,826	52.2
定 時 制 高 等 学 校	357	6.6
高 等 学 校 通 信 教 育	23	0.4
高 等 学 校 別 科	7	0.1
各 種 学 校	401	7.3
社 会 通 信 教 育	19	0.4
青 年 学 級	84	1.6
公 共 職 業 訓 練 所	26	0.5
事 業 内 職 業 訓 練 所	45	0.8
経 営 伝 習 農 場	4	0.1
教育を受けていない者の数	1,629	30.0

文部省調べ

校、青年学級、各種の職業訓練所などの教育訓練機関に在籍している者は全体の70%で、残りの30%はこれらの教育訓練の機関に在籍していない。

知識技能を吸収する能力の大きいこの時期を無為にすごしている者がまだ相当数いること、またその大部分が各方面に就労している年少者であることから考えれば、年少労働者の教育訓練機関の充実は今後とも一層重要な問題となると考えられる。

(1) 職業訓練

職業訓練法に基づく職業訓練は、公共職業訓練と事業内職業訓練の二つに大別される。

公共職業訓練は、都道府県が設置運営する一般職業訓練所、雇用促進事業団が設置する総合職業訓練所及び中央職業訓練所、このほか数は少ないが国又は都道府県の設置する身体障害者職業訓練所において行なわれている。

イ 公共職業訓練

求職者に対して職業に必要な基礎的な知識技能を訓練することを主たる任務とする都道府県立の一般職業訓練所は、37年度中 276 カ所において延 939職種について44,720人を訓練した。

つぎに、雇用促進事業団が設置する総合職業訓練所は求職者に対してだけでなく、雇用されて現に職場にある労働者をも対象として基礎的な技能に関する職業訓練を行なうとともに、金属、機械関係の職種を中心とした高度の訓練設備を整備し、専門的な技能に関する職業訓練を行なうもので、全国に49カ所あり、延 395 の訓練職種について18,300人を訓練している。

身体に障害のある者で一般職業訓練所等において職業訓練を受けることが困難であるものに対して、その能力に適応した職業訓練を行なうことを任務とする身体障害者職業訓練所は全国に 8 カ所、延62職種について1,180

人を訓練している。

中央職業訓練所は職業訓練に関する調査研究及び職業訓練指導員の訓練を行なうことを主たる目的としているもので、36年に東京都下に開設され、37年度中11職種について220人の訓練を行なっている。

昭和36年中に公共の職業訓練施設において職業訓練を受けた訓練生のうち、18才未満のものの占める割合は、一般職業訓練所53%、総合職業訓練所62%、身体障害者職業訓練所33%となっている。

ロ 事業内職業訓練

事業内職業訓練は、事業主がその雇用する労働者に対し、企業が必要とする生産技能を労働の過程において習得させるものである。

最近、産業界における技術革新はめざましいものがあり、この時代の要求に即応していくためには各企業においてその雇用する労働者に対して職業訓練を行ない、労働者の技術的水準の向上を図ることがますます重要視されるにいたっている。

訓練職種は38年4月現在、訓練期間3年のもの159職種、同じく2年のもの26職種、計185職種となっている。

◎ 認定職業訓練生は4万4千人

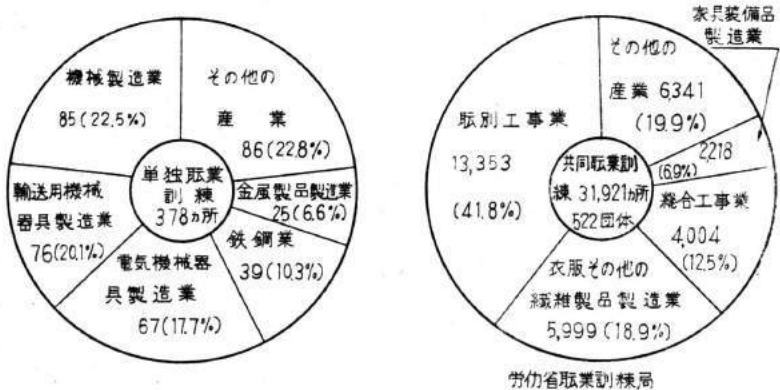
37年4月現在における認定職業訓練の実施事業所は、単独で行なっているもの378事業所、共同で行なっているもの522団体（構成事業所31,921）である。

訓練生は72,764人で単独職業訓練に属している訓練生数は29,031人、共同職業訓練に属している訓練生は43,733人となっている。

認定職業訓練実施事業所を産業別にみれば、まず単独職業訓練では機械製造業85事業所（22.5%）が最も多く、輸送用機械器具製造業76（20.1%）、電気機械器具製造業67（17.7%）、鉄鋼業39（10.3%）、金属製品製造業25（6.6%）とつづいている。共同職業訓練では職別工事業13,353

(41.8%), 衣服その他の繊維製品製造業 5,999 (18.9%), 総合工事業 4,004 (12.5%), 家具装備品製造業 2,218 (6.9%) となっており建設業関連業種が半数以上を占めている。

第11図 事業内職業訓練の産業別事業所数
(38年4年)

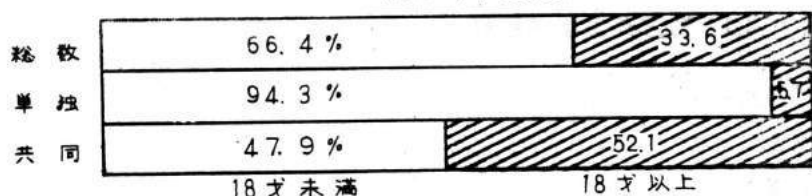


業種別訓練生は事業所と同様、職別工事業が15,034人で総数の20.7%を占め最も多く、これに衣服その他の繊維製品製造業 10,456人 (14.4%), 輸送用機械器具製造業 8,633人 (11.9%), 電気機械器具製造業 7,293人 (10.0%), 鉄鋼業 3,480人 (4.8%) の順で続いている。

さて、訓練生を職種別にみると、建築大工が最も多く10,432人で総数の14.3%, これについて機械工10,016人 (13.8%), 洋服工6,048人 (8.3%) 洋服工5,058人 (7.0%), 仕上工3,541人 (4.9%), 左官3,509人 (4.8%), 電路工 2,431人 (3.3%), 建築板金工 2,277人 (3.1%), 鋳物工 1,863人 (2.6%), 板金工1,800人 (2.5%), 建具工1,726人 (2.4%), 溶接工1,605人 (2.2%), 家具工1,564人 (2.1%), 電機組立工1,233人 (1.7%), 自動車整備工1,040人 (1.4%) がおもな職種となっている。

◎ 単独職業訓練生の94%は年少者

第12図 訓練生の年齢別構成



訓練生の年齢については、18才以上が24,437人で総数の33.6%、18才未満が48,327人で同じく66.4%と年少者が約3分の2を占め、前年の43,398人63.5%より大幅に増えている。この年齢構成も単独訓練と共同訓練では大きな相異がみられ、単独訓練では94.3%の者が18才未満であるのに対し、共同訓練では47.9%と18才未満の者は半数に達していない。

◎ 学校教育と連けいしている訓練所は13カ所

職業訓練を受けている訓練生のうちには、高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒が相当数見受けられる。例えば認定職業訓練を受けている訓練生のなかにも訓練生の4.9%に当たる3,540人が高等学校に在学している。これは前年の3,256人4.8%より僅かながら増加している。

訓練を受けるかたわら定時制や通信制の課程に学ぶ場合の二重通学の負担を軽減するため、36年10月「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、これに基づき37年3月31日号外文部省令第8号「技能教育施設の指定等に関する規則」が制定された。これにより高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができるようになった。

なお、38年4月までにこの指定を受けた施設は13施設にのぼっている。

(2) 勤労青少年の教育

義務教育を終えた勤労青少年を対象とする教育訓練の機関は、定時制高等学校、高等学校通信教育、高等学校別科をはじめとし、各種学校、青年学級、社会通信教育、公共、事業内の職業訓練所などがあるが、38年よりあらたに勤労青年学校が全国20カ所に設けられこの方面の充実は年々すすんでいる。

◎ 定時制高校生は45万人

37年度における定時制高校数は併置を含めて1,638校、設置別による内訳は、国立1校、公立校1,469、私立171校となっており、このほか分校が926校設置されている。生徒数についてみると37年には専攻科、別科を除き44万8千人で前年の46万5千人に比較すると1万7千人の減少となっている。

第22表 定時制高等学校生徒数

～ 度	実 数	指 数
昭 和 28	567	100
29	549	97
30	535	94
31	541	95
32	537	95
33	537	95
34	543	96
35	516	91
36	465	82
37	448	79

資料 文部省学校基本調査

定時制高校の学校数、生徒数のこの傾向は主として全日制高校への進学率の上昇、農村漁村における昼間定時制生徒の減少などがその原因であるが、都市における勤労青少年のための系統的、組織的教育機関としての地位はますます重要なものとなってきた。

◎ 高等学校通信教育は 8 万人が利用している

高等学校通信教育は、勤労青少年に高等学校教育の機会を与えるために昭和23年度に発足したもので、昭和30年度からは通信教育のみによって高等学校普通課程の卒業資格が、昭和33年度からは同じく一部の職業課程の卒業資格が与えられるようになった。37年度現在、高等学校通信教育を実施している学校数は公立65、私立2の計67校で前年より1校の減少となっている。生徒数は公立78,842人、私立770人合計79,612人で前年より約8千人増えている。このほか38年度より広域通信教育としてのNHK学園も開設され今後の充実が期待される。

第23表 高等学校通信教育の実施校数と生徒数

年 度	実 施 校 数		生 徒 数	
	実 数	指 数	実 数	指 数
昭和25	82 ^人	100	18,300 ^人	100
30	70	85	46,000	251
35	70	85	65,400	357
36	68	83	72,047	394
37	67	82	79,612	435

資料 文部省学校基本調査

◎ 青 年 学 級

青年学級は、勤労青少年に対し、實際生活に必要な職業または家事に関する知識及び技能を習得させ、並びに一般的教養を向上させることを目的として、市町村が開設しているものである。36年6月現在の状況は次のと

おりである。

学 級 数 約 10,700

学 級 生 数 約 60万人

学級生を職業別にみると、農業が57%，工業15%，商業10%，サービス業その他が17%となっている。

◎ 社会通信教育

社会教育の一環として行なわれる通信教育で、職業生活や家庭生活など実生活に必要な知識と技術・技能を習得できるように、さまざまな種類や程度の課目がある。

現在25の団体において78の課程について通信教育が実施されている。

内容の主なものは電気、ラジオ、テレビ、無線、農業、自動車などの職業生活に役立つものと、洋裁、書道、英語、フランス語など家庭生活その他実生活に役立つものがある。

受講者は、37年3月現在約17万人で、職業別には事務員が19%，工員、技術員19%が主なものとなっている。

◎ 各 種 学 校

37年5月現在、各種学校は約7,900校で130万人の生徒がここに通学している。

各種学校の課程別に生徒数をみると、最も多いのは和洋裁関係で約47万人、次いで珠算の約10万人、編物手芸の8万人が主なものとなっている。

◎ 勤労青年学校

義務教育終了後直ちに就職した年少者を対象として38年度から勤労青年学校が設置された。勤労青年学校は年少者に組織的、継続的な教育を行なうもので、全国に20校設置されている。現在は試験的段階にあるが、設置数も増え、内容も充実したあかつきには年少者の教育に大きな役割をはたすものと期待される。

5. 年少労働者の福祉

年少労働者に対する福祉活動、福祉施設の設置は、企業におけるその必要性の認識が深まるにつれて活潑化してきた。

とくに中小企業団体に設置されている年少労働者福祉員制度の充実に伴って各地におけるその活動は軌道に乗ってきた。

勤労青少年ホームを中心とする福祉施設の設置も各種融資措置の利用とともに着々整備されている。

(1) 年少労働者福祉員の活動

年少労働者福祉員とは、商工会・中小企業協同組合・商店会等の中小企業団体がその団体所属事業所に働く年少者の福祉増進を図るため自主的に設置するものであり、中小企業団体自らの責任において選任された年少労働者福祉員は、都道府県の婦人少年室長を通じて労働大臣に進達され、労働大臣から「年少労働者の福祉増進に寄与するよう期待する」旨の奨励状が交付されている。

このようにしておかれた年少労働者福祉員の活動は、年少労働者の余暇生活時間の善用指導、一般教養・実務教育・保健衛生・労働条件・労働環境および職場における人間関係の改善等広汎多岐にわたった活動を行なっている。

なお、各婦人少年室では、年少労働者福祉員活動について種々の援助・助言を行なっているが、昭和38年は、従来行なってきた講習会方式から一歩進めて、相互の連絡、意見の交換、活動事例の発表等を行なうための「福祉員連絡協議会」を全国150の地域において開催し、また、各都道府県ごとに、福祉員活動のあり方を研究討議するための研究講習会を開催す

ることになっている。

次に、昭和38年9月1日現在の福祉員は19,000名を超えているが、昭和37年4月から昭和38年3月までの1年間に行なわれた福祉員活動のうち、各婦人少年室長から報告のあつたものを内容別に分類すると次のようになる。

- | | |
|---|--------|
| (1) 年少労働者の仲間づくりや、その活動を指導援助しているもの | 82件 |
| (2) 年少労働者の資質の向上を図るための実務講習や教養講座の開設等
年少労働者の教育訓練を実施しているもの | 266件 |
| (3) 映画観賞会・旅行会・各種運動大会等のレクリエーションを実施しているもの | 391件 |
| (4) 週休制・一斉閉店の実現等労働条件の改善や、各種社会保険への加入促進に努めているもの | 56件 |
| (5) 使用者やその主婦等に対して年少労働者の扱い方についての啓蒙をしているもの | 104件 |
| (6) 共同給食施設、海の家、山の家等の福祉施設を設置運営しているもの | 70件 |
| (7) 新規中卒入職者のための歓迎会や激励会等を実施したもの | 105件 |
| (8) 年少労働者やこれを使用する者からの年少労働問題についての相談に応じ、その解決に努めているもの | 13件 |
| (9) 興業組合に働きかけ年少労働者のために映画館の入場料金の割引を実現したもの | 13件 |
| (10) 年少労働者と福祉員との懇談会 | 60件 |
| (11) その他 | 185件 |
| 計 | 1,345件 |

これらの活動のうち、最近特に充実してきたものは、(1)年少労働者の資

質向上のための教育訓練の実施、(2)年少者を雇用している者等に対する啓蒙、(3)新入社員の歓迎会や激励会の実施等で、それぞれ年少労働者と中小企業の特質に沿った着実な活動を行なっている。

(2) 働く年少者のための福祉施設

◎ 勤労青少年ホーム

年少労働者の多くが就労している中小企業の福祉施設の水準は、求人難を背景として著しく向上しつつあるものの、大企業のそれと比べた場合、その資本力が小さいためいまだ十分とはいえない状況にある。

このような実情にかんがみて、中小企業に働く年少者の余暇善用の場、憩の場、またその生活指導を行なうための総合的福祉施設として勤労青少年ホームが国の補助により地方公共団体によって設置されている。

労働省は昭和32年度から勤労青少年ホームの設置に要する経費について補助金を交付し、その設置の助成を行なっているが、37年度までに次の10カ所が設置され、38年度にはさらに4カ所の設置が見込まれている。

勤労青少年ホーム設置一覧

(昭和38年9月20日現在)

府県	名 称	所 在 地	内 容 設 備
愛知	愛知県 勤労青少年ホーム TEL(53)3361	名古屋市西区天神山町1丁目	講堂、談話室、相談室、会議室、講習室、娯楽室、図書室、その他
大阪	大阪府立 勤労青少年ホーム TEL(94)2681	大阪市東区石町2丁目	講堂兼映写室、娯楽室、談話室、サロン、読書室、休憩室、相談室、和室、書庫、軽食堂その他
福岡	北九州市八幡 勤労青少年ホーム TEL(68)2798	北九州市八幡区油田町9番地	講堂、集会室(クラブ室兼講座室)図書室、相談室、和室、割烹室休憩室その他
大阪	大阪市立 勤労青少年ホーム TEL(27)4953 4954	大阪市東区安土町1丁目	講習室、会議室、娯楽室、読書談話室、生活相談室、和室、食堂、グループ指導室その他

京 都	京 都 市 立 西陣勤労青少年ホーム T E L (45)6700	京都市北区柴野 北船岡町42 船岡山公園内	休養室，相談室，図書室，和室 スポーツ室，料理室その他
秋 田	秋 田 県 立 能代勤労青少年ホーム T E L 2192	能代市能代町字 出戸沼	集会室，相談室，娯楽室，趣味 の室，図書室その他
福 岡	北九州市小倉 勤 労 青 少 年 ホ ム	北九州市小倉区 田町1番地	講堂兼体育館，講習室，図書室 娯楽室，相談室兼休養室，集会 室，ホールその他
岐 阜	羽 島 市 勤 労 青 少 年 ホ ム	羽島市竹鼻町	ホール，図書室，相談室，休養 室，講習室，集会講堂その他
千 葉	千 葉 県 勤 労 青 少 年 ホ ム	千葉市都町 706 番地	ホール，講習室，図書室，集会 室，娯楽室，休養室，相談室， 和室その他
埼 玉	川 口 市 勤 労 青 少 年 ホ ム	川口市本町2丁 目96番地	ホール，講習室，図書室，集会 室娯楽室，休養室，相談室，体 育室，その他
北 海 道	札 幌 市 勤 労 青 少 年 ホ ム (建 設 中)	札幌市南四条東 4丁目1番地	ホール，講習室，図書室，集会 室，娯楽室，休養室，相談室， 浴室その他
静 岡	浜 松 市 立 勤 労 青 少 年 ホ ム (建 設 中)	浜松市鴨江町 1260番地の3	ホール，講習室，図書兼読書室 集会室，娯楽室，休養室，相談 室，体育室その他
富 山	富 山 市 勤 労 青 少 年 ホ ム (建 設 中)	富山市牛島百四 十歩	ホール，講習室，読書室，集会 室，娯楽室，休養室，相談室そ の他
三 重	三 重 県 松 阪 勤 労 青 少 年 ホ ム (建 設 中)	松阪市殿町1563 番地	ホール，娯楽室，講習室，相談 室，集会室，図書室，休養室， 音楽室その他

勤労青少年ホームの行なう事業のうちおもなものを掲げると、

- ・ 一般教養，実務に関する講演会，講習会座談会等の開催
- ・ 生活相談，職業相談，苦情処理，就職後の補導
- ・ 趣味，教養，娯楽のための設備，運動設備等を利用に供すること。
- ・ グループ活動および年少労働者の保護福祉のための活動に対し，施設，設備を利用に供すること。

等である。

◎ その他の福祉施設

勤労青少年ホームのほか、名称はさまざまではあるが勤労青少年のための福祉施設が地方公共団体、同業組合、商店会、個人篤志家等の手によって各地に設置され、勤労青少年ホームと同趣旨のもとに運営されている。

中小企業または企業団体が行なう福祉施設の設置に関して国や地方公共団体は中小企業育成およびそこに働く労働者の福祉向上を図る見地から積極的にこの動きを支援してきたが、36年から37年にかけて各種事業団等による公的な資金援助の道を大幅に広げて、より一層この機運を促進することとなった。すなわち36年に設立された年金福祉事業団は厚生年金保険等積立金の還元融資を中小企業や中小企業団体の設置する福祉施設のために行なう道をひらき、また中小企業退職金共済事業団、雇用促進事業団も37年度から中小企業主に対し従業員の福祉増進の施設に対する融資を開始し、37年度中に前者は約2億円、後者は20億円の融資を行った。今後これ

第24表 福祉施設に対する年金福祉事業団の貸付決定状況

施設別	36年度	37年度
療養施設	件 43	件 63
住宅	—	729
休養	19	47
体育	12	15
教養文化	54	116
給食	35	78
社会福祉	—	23
計	163	1,071

資料 年金福祉事業団調

第25表 福祉施設に対する中小企業退職金共済事業団の貸付決定状況

施設別	37年度
住宅	件 122
食堂	20
休憩室	16
給食施設	8
保健衛生施設	9
更衣室	6
体育施設	3
計	184

資料 中小企業退職金共済事業団調

ら融資制度を利用しての企業、団体等による福祉施設の飛躍的發展が期待される。

(3) 年少労働者の余暇活動

働く者にとって、その生命、健康の保持と労働力の再生産のために、適当な余暇を持つことは極めて重要である。

特に心身の形成期にある年少労働者にとって余暇の有無やその利用方法等の問題は大きな意義をもっている。

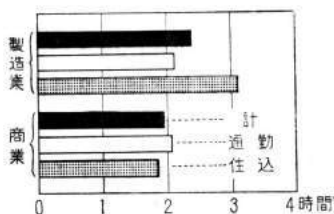
イ 年少労働者の余暇の利用状況

年少労働者の余暇は、労働日における終業後の自由時間と、休日、休暇がその主たるものである。

第13図 終業後の平均余暇時間

① 労働日の余暇

昭和34年婦人少年局が製造業、商業を対象に行なった「年少労働者余暇利用状況実態調査」(以下、単に調査と云う)によると労働日の平均余暇時間は製造業で2時間23分、商業1時間58分で、事業場の模規や通勤住込別によって相当のひらきがあり、小模規の商業における住込みの余暇時間は1時間以下が34%を占めている。



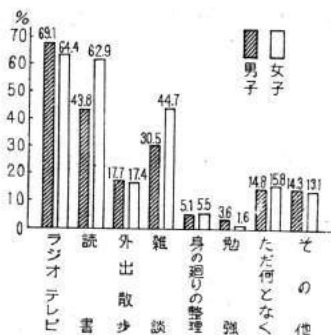
資料 婦人少年局年少労働者余暇利用状況

労働日の余暇をどのように使用しているかをみると、家で「ラジオ・テレビ」をみて過すものが最も多く、読書、雑談、外出、散歩の順となっている。

② 休日の余暇

休日が週休制又は月4～5回あるのは製造業80%、商業45%で、商業のうちでも小売業や住込の場合はさらに休日の条件が悪くなっている。休日

第14図 終業後の余暇の態様



資料 婦人少年局「年少労働者余暇利用状況調査」

で男子は「スポーツ」女子は「身廻り整理」「家事」となっている。

ロ 年少労働者の余暇利用に関する意識

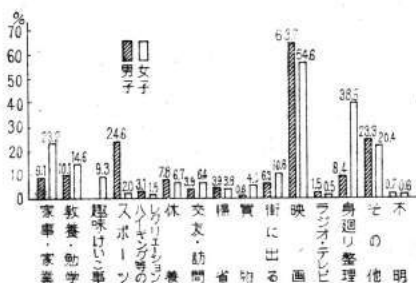
以上のような余暇の過ごし方をしている年少労働者に対し「余暇を利用してやりたいと思っていることは何か」を調査した結果（前記調査による），男子は「職業知識の修得」が24%で最も多く，ついで「勉強」「自動車運転免許の取得」「スポーツ」の順となり，女子では「和洋裁・料理」

が65%，ついで「生花・お茶・舞踊・手芸等」「勉強就学通信教育」の順となっていて，男女とも学習意欲のさかんなことを物語っているが，このような年少者の希望意識と，実際の余暇利用の状況と比較した場合，その意識が殆ど現実面で反映されていないことをみることができる。その理由として例えば余暇活動のための施設（運動場や，教育機関，集会場等）が

の過ごし方をみると，「休日を自由に過ごすことが出来ない」者は，休日があるものの7%で，その理由は通勤者では家事，家業，住込者では店番，留守番や事業主の家事をさせられる。また少数ながら，主人に気兼ねして自由に過せないというものもあった。

「休日には主にどんなことをして過すか」との問に対しては，やはり「映画」が圧倒的に多い（60%）が，つい

第15図 年少者の休日の主な過ごし方



資料 婦人少年局「年少労働者余暇利用状況調査」

手近になかったり、住込等の場合では長時間労働や事業主の無理解が、余暇を思うように過し得ない状態に年少労働者を置いている等が考えられる。

ハ 年少労働者の余暇活動

次に年少労働者自身による積極的な余暇活動の状況をみてみよう。

① グループ活動

年少労働者は心理的発達過程からみても、親しい友人を必要とする年代であって、また相談相手としても友人の果す役割は非常に大きい。よい交友関係を得るとともに社会性や協調性等を養い、人間形成をはかるための手段として健全なグループ活動への参加は大きな意義があるし、ひいては職場の士気（モラル）を高めることにも役立つ。

職場内外を問わず、グループ等または青年団等に参加している年少労働者の数は、調査によれば、製造業17%、商業10%の低率であるが、事業場規模や通勤・住込別によっても差がある。

グループ活動の内容はスポーツを中心とした活動参加が最も多く、音楽、生花、お茶、文学等の趣味、教養への参加、登山、旅行、ハイキング等レクリエーション活動や青年団活動等が行なわれている。

昭和36年末現在婦人少年局の調べでは、全国の働く年少者のグループは314で、参加年少労働者数は24,672人に達している。

グループを構成メンバーからみると、○職場内の年少者の集まり、○店員の集まり、○住込従業員を集まり、○農村青少年の集まり、○業種団体内の年少者の集まり、○訓練所・通信教育生・同窓生の集まり等さまざまなものがあり、また、多くのグループが機関誌を発行している。

なお働く年少者のグループの中でも、単に趣味的な活動のみにとどまらず、広く視野を広げて青少年問題或いは働く年少者の諸問題に関する基礎的な調査・研究を行ない、その結果を発表するなどの活動をしているグル

ープもみうけられる。

例えば、福岡市のこだまグループ（中小企業に働く青少年の集まりで店員、工員、お手伝さん、事務員等が会員である）は、福岡ユネスコ協会から「子供の幸福のために」という調査研究の一部門である（青少年の非行化防止）をテーマとする研究を委嘱され、現代社会の不良青年の増加についてその原因と対策を働く青少年の立場から究明するために昭和36年7月から3カ月間にわたり実態調査を行ないレポートを作成し表彰を受けた。

また住込店員の集まりである志行会（全国的組織をもつ）では昭和37年4月住込店員の実態調査を行なって、住込店員の実情を知る上での数少ない貴重な資料を一般に提供した。

② 就 学

年少労働者の有効な余暇利用の一方として大きな意義をもつものに就学等がある。定時制高校、タイプ、珠算等の学校、又は塾に通学するもの、通信教育、職業訓練等の教育を受けている者は相当数にのぼっている（注 既述「4. 職業訓練と教育」の項参照）。前述の余暇利用状況実態調査によっても、調査労働者の24%が何らかの形で就学をしていることが認められている。

しかし就学するにはかなりまとまった余暇時間を必要とし、また若干の

第16図 就学者の割合



資料 婦人少年局「余暇利用状況実態調査」

経済的支出を要求されるので、その労働者の置かれた職場環境や生活環境の条件が或程度整備されていることが必要となり、拘束時間の長い商業は就学率が悪く、さらに住込では非常に低くなっている。

就学の種類をこの調査からみると定時制通学者が最も多く全就学者の56%を占め、ついで和・洋裁、料理、珠算、タイプ等の学校又は塾が28%、

事業内訓練 9%, 通信教育, 青年学級 3%となっている。

二 余暇活動上の問題点

働く年少者が余暇を十分に得られ、それを有効に使用し、自らの人間形成に役立たせ、豊かなはりのある生活を送り迎えることが出来るようになるためには、なお各種の配慮が必要である。

即ち、

- ① 余暇が十分与えられるような適正な労働時間、休日の確保をはかること。
- ② 余暇活動に利用し得る福祉施設を事業主および地域社会の協力によって整えること。
- ③ グループ活動を健全にすすめるための具体的な指導援助を行なうこと。
- ④ 事業主の余暇の必要性に対する認識を高めること。
- ⑤ 年少者自身の余暇善用のための積極的な意識を高めること。

等が主な問題として考えられるが、これらについては現在、関係者の努力により漸次改善の方向に進みつつある状態である。

(4) 年少労働者の意識

労働条件、労働福祉の改善向上など年少労働者の働く環境は着々と整備されつつあるが、最近の技術革新が作業の態様と年少労働者の意識にどのような変化を与えてきているかをみてみよう。

まず技術革新が生産工程にどのような変化を与えたかを日本生産性本部で実施した「技術革新と人事管理に関するアンケート調査報告書」(37年3月)からみると、全産業を通じて機械化自動化が最も多く、連続化、大型化、高速化が続いている。

このような技術革新に伴う労働の態様の変化については前掲の調査によ

第26表

項 目 \ 産 業	化 学	機 械	鉄鋼金属	公 益	その他	計
機 械 化・自 動 化	% 68	% 92	% 82	% 76	% 95	% 81
大 型 化・高 速 化	41	49	70	48	53	50
連 続 化	51	63	67	14	37	53
計 装 化	38	5	15	14	11	19
自 動 制 御 化	38	9	44	28	37	28
遠 隔, 集 中 制 御 化	24	14	11	62	21	21
計	100	100	100	100	100	100

資料 日本生産性本部調

ると、「身体的な作業から簡単な機器の操作作業へ」変化したものが57%
「身体的な作業から監視的作業へ」の変化が54%となっており、「従来と
ほとんど変わらない」は僅か7%と技術革新の進んだ企業では労働の質的変
化は相当進んでいることを示している。

第27表

項 目 \ 産 業	化 学	機 械	鉄鋼金属	公 益	その他	合 計
身体的な作業から監視的 作業へ	% 76	% 31	% 45	% 73	% 53	% 54
身体的な作業から保守点 検的作業へ	51	32	48	47	47	44
身体的な作業から簡単な 機器の操作作業へ	56	49	82	53	53	57
従来とほとんど変わらない	8	9	—	—	10	7
計	100	100	100	100	100	100

資料 日本生産性本部調

技術革新は、生産設備の技術的な内部構造をより高度により複雑にする。
したがってそのような新しい技術を理解し、こなせる研究者や技術者

第28表 規 模 別 仕

区 分 \ 項 目	総 数	満足してい る	どちらとも いえない	満足してい ない	満
					身分の不安 定
計	100.0	24.4	45.4	30.2 (100.0)	(5.4)
500人以上	100.0	26.6	44.4	29.0 (100.0)	(2.9)
100～499人	100.0	22.1	43.6	34.3 (100.0)	(6.8)
30～99人	100.0	19.6	52.7	27.7 (100.0)	(12.7)

資料 労働省婦人少年局 電気機械器具製造業における年少労働者の労働実態

が必要となる一方、他方では複雑な仕事は機械が行ない、単純な作業だけが人間の手に残るという分野もでてくる。

近代化されオートメーション化された工場における年少労働者の作業の態様は従来のそれを大きく変化させて行く。かかる労働の質的变化に対して年少労働者がいかに適応し、順応するかということは重要な問題である。

オートメーション化も進み、生産指数も急増している電気機械器具製造業に対する労働省婦人少年局の行なった年少労働者実態調査によると、
 ＊仕事に満足していない者、は500人以上の規模29.0%、100～499人34.3%、30～99人27.7%、と大差はないが、
 ＊満足していない内容、については規模の大小により大きな差異が認められる。小規模事業場では勤務時間などの労働条件や職場の福利厚生施設の不備に対する不満が多いが、
 ＊仕事の内容、についての不満は、500人以上18%、100～499人14%、30～99人6%と大企業ほど仕事に対する不満足感を持つ者が多い。中央青少年問題協議会の行なった「勤労青少年に関する調査」によると、事業内職業訓

事 対 す る 満 足 感

足 し て い な い 点						
給料が安い	勤務時間が長い	仕事の内容	その他の労働条件	上役が無理解	同僚との関係	福利厚生施設の不備
(52.8)	(7.4)	(48.6)	(4.5)	(10.2)	(3.9)	(5.5)
(56.5)	(3.4)	(60.0)	(2.2)	(6.7)	(1.6)	(1.7)
(49.7)	(10.6)	(39.9)	(5.1)	(10.3)	(7.2)	(6.6)
(44.2)	(17.0)	(20.3)	(12.8)	(24.8)	(5.9)	(18.7)

調査

練を受けている者のうち、単独職業訓練生（大部分が500人以上の規模に働く労働者）について「現在の仕事に対する満足感」をみると「満足しているもの」70%、「満足していないもの」30%となっており、共同職業訓練生（ほとんどが小零細企業の労働者）の43%、57%に比較して満足して「いない者」の割合は低くなっている。

満足していない理由としては「労働条件」をあげている者が最も多く、これについて「仕事の内容、量に対する不満」をあげている。

「仕事の内容、量に対する不満」をあげた者は「現在の仕事に満足していない者」の単独訓練生では39%、共同訓練生では22%となっている。さらにこの内訳をみると単独訓練生では「仕事の内容、量に対する不満」のある者の55%が「仕事が単純すぎる」ということを理由としてあげ、共同訓練生では36%となっている。「仕事の量が多すぎる」もの単独訓練10%、共同訓練51%となっており、大企業の訓練生は仕事の質的内容に不満が多く、小零細企業の訓練生には仕事の量的な面の不満が多くみられる。

労働条件、労働福祉において中小企業をはるかにリードする大企業にお

第29表 現在の仕事に対する満足感

現在の仕事に		満足している	満足していない	計
訓練生				
単 独		70%	30%	100%
共 同		43	57	100

資料 中央青少年問題協議会 勤労青少年に関する調査

第30表 現在の仕事に満足しない理由

訓練生		労働条件 が悪い	仕事の 内容、量に 問題があ る	職場のふ んいきが 悪い	現在の仕事 に対する社 会的評価が 低い	そ の 他	計
単 独		55%	39%	7%	11%	4%	116%
共 同		79	22	12	13	1	127

(注) 回答を二つ以上許したので合計は100%をこえる

資料 中央青少年問題協議会 勤労青少年に関する調査

第31表 仕事の内容、量の問題点

訓練生		肉体労働 はいやで ある	仕事が単 純すぎる	仕事の程 度が高す る	仕事の量 が多すぎ る	そ の 他	計
単 独		35%	55%	3%	10%	5%	100%
共 同		18	36	10	51	9	124

(注) 回答を二つ以上許したので合計は100%をこえる

資料 中央青少年問題協議会 勤労青少年に関する調査

いて、技術革新の進展とともにその労働の態様に対する不満がますます増加していく可能性は十分に考えられる。

与えられた仕事に変化に富み、単調でないときは労働者は仕事に対する興味を示す傾向にあるものと考えられている。知識欲の旺盛な年少者にとってはより一層この傾向が大きいだろう。

巨大な装置や機械設備にとりかこまれた職場は人間関係を稀薄にし、単純な作業の繰返しはある面において人間疎外をもたらす。

このような事態に対処するためには、職場外において円満な人間関係を形成させる場を与える必要や、年少者の知識欲を満足させる機会を与えることもまた必要であろう。

技術の革新に伴う急激な変化に対処し、年少労働者を健全な産業人、社会人に育成するための配慮は今後の大きな課題として残されている。

6. 最低年令未満の児童の労働

15才に満たない児童を使用することは、それが家事とか家事使用人といった場合を除いて原則的に禁じられている。ただ、児童の健康福祉に有害でなく、かつ労働が軽易なもので非工業的な事業にかかる職業には、労働基準監督署長の許可を受けて修学時間外に使用することができる。ただし、この場合においても映画の製作、演劇の事業を除き12才以上の年令に達している者であることが必要である。

わが国で15才未満の児童・生徒の就労は、新聞配達、映画演劇の子役など常時行なわれるものと、冬休み又は夏休み、あるいは日曜日など授業のない時期に行なわれるのが通常である。しかし、学校を長期にわたって欠席し就労している者も皆無ではないし、また長期欠席しないまでも、働くことによって時々学校を欠席したり遅刻早退をして学業に支障を来す者も少なくないと認められる。そのほか就労によって心身の発育に悪い影響を受ける者もある。これらの状況について、最近の調査をもとにしてその概要を述べる。

(1) 新聞配達に従事する年少者

新聞配達に従事する年少者は、およそ15万人と推定される。このうち15才未満の者の占める割合は、労働省婦人少年局が昭和36年仙台・東京・名古屋・大阪・福岡の5都市について調査した結果から考えると約80%程度とみられる。

次に、これら新聞配達に従事する年少者の労働実態はどのようなものであろうか。

前記実態調査によれば、配達時間で、最も多いのは朝・夕刊とも1～2時間のものであるが、2時間以上に及ぶものもある。朝刊の配達をするた

第32表 年少者中15才未満の者の占める率

	計	15才未満	15才以上18才未満
	%	%	%
5都市計	100.0	81.9	18.1
仙 台	100.0	77.9	22.1
東 京	100.0	82.6	17.4
名 古 屋	100.0	84.4	15.6
大 阪	100.0	81.5	18.5
福 岡	100.0	84.3	15.7

資料 労働省婦人少年局 新聞配達に従事する年少者の労働実態調査

めに新聞販売所に集まる時刻は、東京・大阪などの大都市では約半数が午前5時前に集合しているが、その他の都市では5時以降が大部分であり、配達の終了するのが午前7時前後となっている。夕刊配達は、午後4～5時の間に大部分の者が集まり6時前後に終了している。

休日は、週1回というものもあるが、大部分は、新聞休刊日以外には休みがない。賃金は、15才未満の者だけについてみると、1,000～2,000円は36.8%、2,000～3,000円は30.2%、3,000円以上が33%となっているが、朝刊だけの者、夕刊だけの者、朝夕刊両者を受持っている者によって高低があり、地域、配達部数等によっても差がある。

第33表 配達業務の健康学業に及ぼす影響についての所見（東京）

項	目	健 康 上	学 業 上
		%	%
	計	100.0	100.0
	全然影響がないと思われる	61.5	38.4
	多少影響があると思われる	33.7	53.7
	相当影響があると思われる	1.1	3.7
不	明	3.7	4.2

資料 前掲

新聞配達に従事することによって受ける影響として学校の教師は前表のように述べているが、健康については疲労・睡眠不足等を、学業については、自習時間の不足、宿題を忘れたりやらないことを主な理由として影響があるとするものが少なくない。

(2) ゴルフ・キャディ

婦人少年局が昭和36年全国165のゴルフ場について、キャディの労働実態調査をした結果によれば、23,300人のキャディ中15才未満の者は4,569人で約20%を占める。これらの者はすべて臨時雇用者であり、ほとんどが春から秋の繁忙期に雇われる。

その使用時期は、土曜・日曜・祭日が大部分でその他の時期は極めて少ない。就業時間（拘束時間）は、土曜が2～4時間65.0%、4～6時間20.5%、また日曜・祭日には6～8時間43.0%、8～10時間27.6%、4～6時間25.2%である。賃金は、平均月額2,073円であるが、その計算は1ラウンド当りを基礎とした出来高給の形をとりそれ以外に精皆勤手当、通勤手当・雨天手当・重量手当等の諸手当を加えたものが多い。

学校のキャディ就労についての意見として「結論的に好ましくないが、家庭の経済事情等から止むを得ない」というのが共通的で、「厚生施設の整備」、「労災保険の完全適用」の要望や、「賃金の使途」その他就労によりマイナスの面が出ないよう努めたいという意見があった。

(3) ラジオ・テレビ出演児童

婦人少年局が昭和35年10月～36年1月にかけて、東京都内のラジオ・テレビ出演児童の労働実態を調査した結果をみると、調査対象児童・生徒の94.4%が中学校以下の児童であって、小学校高学年47.2%、中学校29.2%、小学校低学年14.6%、学令前3.4%という分布を示している。

これらの児童が出演に要した延時間（週間）は、学校別には、小学校低学年で13～18時間、小学校高学年・中学校では3～7時間のものが最も多

く、長いものでは小学校高学年の74時間というものもある。放送局へ出かける時刻は、午前6時から午後9時までの広い範囲に分れるが、一番多いのは、午後4時から出かけるもので19.8%，ついで午後5時の12.4%である。更にこれを大別して、午前（6～12時）、午後（0～6時）、夜（6時以後）に分けてみると、午前は21.1%，午後は60.8%となっている。出演のための早退、欠席の有無について、早退したことがあるもの65.2%，欠席したことがあるもの40.7%という状況を示めている。

出演料は、月額1,000円以下の者もあれば10,000円以上の者もあり、計算方法は月ぎめ、週ぎめ、1本当りとまちまちである。

ラジオ・テレビの出演による影響について担任教師の意見は、学校別に次表のとおりで「よい点」、「悪い点」がほぼ相なかばしており、学業成績について「よい」というものには、国語の表現力、朗読力が良くなったというものが多く、「悪い」影響には学力特に算数・理科等についての学力の低下と述べたものが多い。その他交友関係社会性の面で良い影響が、健康面で悪い影響があるとの意見が強い。

第34表 ラジオ・テレビ出演による影響

項 目	影 響 学 校	よ い 点				悪 い 点			
		計	小学校 (低)	小学校 (高)	中学校	計	小学校 (低)	小学校 (高)	中学校
計		95	18	55	22	102	15	58	29
学 業 成 績 について		28	5	19	4	33	5	20	8
情 緒, 精 神 面 で		22	4	12	6	23	4	16	3
交 友 関 係 社 会 性 の 面 で		30	7	17	6	17	2	8	7
健 康 面 で		6	1	4	1	17	4	8	5
そ の 他		9	1	3	5	12	0	6	6

資料 労働省婦人少年局「ラジオ・テレビ出演児童生徒実態調査」

以上15才未満の児童の就労について、代表的なものを述べて来たが、そ

の他の職業分野に従事する者を含めその労働実態は、労働基準法に定められた基準にそったものであるとは必ずしも認められない。例えば、15才未満児童の労働時間は1日について修学時間を含め7時間である。そうならば、土曜日曜を除いたふだんの日の労働時間は、小学校低学年を除き1時間内外にとどめられなければならない。労働時間にも、休日の問題、あるいは安全、福利厚生その他考えなければならない諸問題がある。

児童憲章の「すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように」するために、事業主のみならず家庭、学校さらには地域の人々の積極的な理解協力が望まれる。

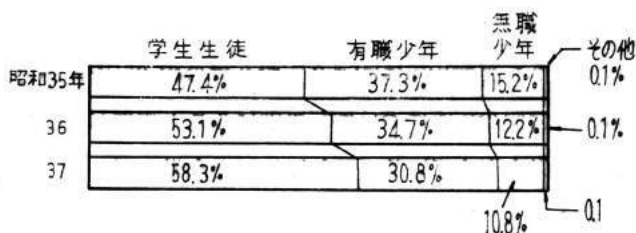
7. 青少年の非行

(1) 少年犯罪のすう勢

最近における少年犯罪の特色として犯罪白書（38年版）は次の7つをあげている。(1)行為の悪質化 (2)犯罪の集団化 (3)累犯少年の増加、(4)年少少年犯罪の増加 (5)在学少年犯罪の増加 (6)中流層出身犯罪少年の増加 (7)大都市への集中化

まず37年における主要罪種別に少年の検挙人員構成をみると窃盗が51%を占め、傷害、恐かつ、暴行がこれに次いで9.5%、8.8%、6.7%となっている。これを年少労務者（工場、鉱山、交通運輸運送、土木建築等の労務者、仲仕など）についてみると、窃盗34.8%、傷害14.0%、恐かつ8.4%、暴行7.3%と少年全般の平均値にくらべて窃盗の占める割合は小さいが、傷害、暴行などの粗暴犯の占める割合が高くなっている。

第17図 刑法犯少年の階層別構成比
(触法少年を含む)



一方、刑法犯少年のうち有職少年の占める割合は年々減少しているが、進学率の上昇による学生生徒の割合並びに絶対数の増加を勘案するならばこの減少傾向も一概に喜ぶことはできない。

これについて犯罪白書は主要次のように述べている。

「大都市では経済力を伸展させる労働力が不足し、累年新鮮な労働力と

しての青少年を多数吸収してきている。とくに東京都の場合は、毎年20万あまりの人口増加のうち、約70%は社会増、すなわち他県からの転入者であり、さらにそのうちの約60%が青少年によって占められている現状である。このような転入青少年が、大都市での新しい生活に不適應となり、生存競争から脱落する場合も決して少なくないことは容易に想像されるところである。東京少年鑑別所の調査によれば、昭和37年中に、同所に収容された少年のうち50%近くが、東京以外の府県の出身者であり、さらにその大部分は集団就職その他なんらかの就職手段によって都内に転入してきた者で占められている。かれらの犯罪化の過程については、さらに詳細な検討を要するところであるが、大都市における少年犯罪のかなりの部分が、大都市以外の地域の出身者によって占められているという現状は、注目に値することである。

(2) 虞 犯 少 年

虞犯少年とは、保護者の正当な監督に服さない性癖があったり又は正当な理由がなく家に寄りつかなかったり、若しくは他人の徳性を害する行為をする性癖があるなど将来罪を犯すおそれのある20才未満の少年をいう。

警察庁の調べによると37年1年間に93万2千の少年が虞犯少年等として補導され、そのうち有職少年は39万3千で全体の42.2%を占めている。

次にこれらの虞犯少年等について行為別にみると喫煙が最も多く35万4千人で総数の36%を占めている。これについて怠学8万7千(9%)、不健全娯楽6万4千(7%)、飲酒4万3千(5%)、その他盛り場はいかい、夜遊び、家出などが主な行為となっている。

これを学生以外の有職少年と無職少年についてみると最も多いのは喫煙の27万8千人59%と大部分を占めている。次に多いのは飲酒3万5千人(7%)でおとなと接する機会の多いことからくる行為が目立っている。このほか怠業、不健全娯楽、不純異性交遊などが多くなっている。

附 属 統 計 表

第1表 就業状態別 15才

(単位 千人)

区 分	昭和33年11月			昭和34年11月		
	計	男	女	計	男	女
15才以上の人口	65,560	31,720	33,840	65,060	31,460	33,600
労働力人口	44,640	26,210	18,430	45,000	26,520	18,480
(総数)	44,150	25,920	18,230	44,560	26,280	18,280
(就業者)	...	...	...	11,010	8,140	2,870
(自営業主)	...	...	...	13,030	3,750	9,280
(家族従業者)	...	...	...	20,470	14,360	6,120
(雇用者)	490	290	200	440	250	200
(完全失業者)	20,860	5,490	15,370	19,990	4,900	15,090
非労働力人口	11,010	5,640	5,370	9,190	4,770	4,420
15～19才の人口	4,710	2,480	2,240	4,520	2,480	2,040
(総数)	4,630	2,430	2,220	4,470	2,450	2,020
(就業者)	...	...	...	* 40	* 20	* 20
(自営業主)	...	...	...	1,580	920	660
(家族従業者)	...	...	...	2,850	1,510	1,340
(雇用者)	* 80	* 50	* 30	* 50	* 30	* 20
(完全失業者)	6,290	3,160	3,130	4,660	2,280	2,380
非労働力人口						

注 1) 数字はすべて調査結果の実数に推定率を乗じたものの千位以下を4捨5入した結果であるから内訳の合計に必ずしも一致しない

2) 従業上の地位(自営業主・家族従業者・雇用者)はおもな仕事によって分類されている。

3) * 印の数字は誤差率が大いから特に注意して使用されたい。

4) 33年は14才を含む。

資料出所 総理府統計局労働力調査

以上人口の推移

昭和35年11月			昭和36年11月			昭和37年11月		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
65,990	31,910	34,080	66,500	32,150	34,350	68,210	33,000	35,210
45,750	27,050	18,700	46,420	27,290	19,120	46,480	27,650	18,830
45,420	26,880	18,550	46,000	27,130	18,870	46,140	27,470	18,680
10,940	8,080	2,860	10,040	7,340	2,690	9,850	7,310	2,540
11,960	3,260	8,700	11,400	3,050	8,350	10,860	2,830	8,030
22,490	15,520	6,970	24,540	16,730	7,820	25,410	17,310	8,100
330	170	160	410	160	250	340	180	160
20,060	4,790	15,300	22,060	4,840	15,220	21,700	5,320	16,370
8,880	4,420	4,470	8,880	4,510	4,370	9,310	4,730	4,590
4,380	2,320	2,060	4,330	2,220	2,120	3,950	2,000	1,960
4,340	2,300	2,050	4,260	2,180	2,070	3,920	1,970	1,940
* 40	* 20	* 20	* 50	* 30	* 20	* 20	* 10	* 10
1,160	670	490	1,010	600	410	750	450	310
3,140	1,610	1,540	3,200	1,560	1,640	3,140	1,510	1,620
* 40	* 30	* 10	* 70	* 30	* 50	* 40	* 20	* 20
4,490	2,080	2,410	4,540	2,280	2,260	5,360	2,730	2,630

第2表 職業別就業者数

(昭和37年平均)

(単位 千人)

区 分	総 数			15 ~ 19才		
	計	男	女	計	男	女
総 数	45,740	27,350	18,390	4,220	2,120	2,070
専門的技術的職業	2,350	1,490	850	90	20	70
管 理 的 職 業	870	850	20	0	0	0
事 務	5,440	3,320	2,130	570	150	420
販 売	5,150	2,820	2,320	420	180	240
農 林 漁 業	13,660	6,570	7,090	710	410	290
採 鉱 採 石	320	290	30	10	10	0
運 輸 通 信	1,580	1,380	200	120	80	40
技能工生産工程従事者および単純労働者	13,430	9,320	4,120	1,960	1,180	780
サ ー ビ ス 職 業	2,910	1,290	1,620	330	110	220

注 1 表の注を参照

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

第3表 産 業 別 就

(単位 千人)

区 分	昭和33年11月		昭和34年 6 月	
	計	男	計	男
総 数				
全 産 業	44,150	25,920	45,390	26,470
農 林 業	16,030	7,630	17,660	8,120
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	500	390	550	490
鉱 業	620	570	660	580
建 設 業	2,190	1,910	2,130	1,900
製 造 業	8,490	5,590	8,160	5,480
卸小売及び金融保険不動産業	7,670	4,310	7,730	4,250
運輸通信及びその他公益事業	2,300	2,030	2,190	1,900
サ ー ビ ス 業	5,050	2,340	4,870	2,470
公 務	1,280	1,140	1,440	1,270
15 ～ 19 才				
全 産 業	4,630	2,430	5,010	2,520
農 林 業	1,410	760	1,530	750
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	* 60	* 40	* 60	* 50
鉱 業	* 30	* 20	* 30	* 20
建 設 業	150	140	190	170
製 造 業	1,410	750	1,510	780
卸小売及び金融保険不動産業	910	480	940	430
運輸通信及びその他公益事業	120	* 70	150	100
サ ー ビ ス 業	470	120	520	180
公 務	* 50	* 50	* 80	* 50

注) 1表の注を参照

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

業 者 数

昭和35年 6 月		昭和86年 6 月		昭和37年 6 月	
計	男	計	男	計	男
45,990	26,950	45,870	27,030	47,060	27,700
16,660	7,780	16,380	7,630	14,870	6,790
500	410	530	440	590	460
490	450	440	410	480	430
2,120	1,860	2,130	1,870	2,470	2,130
9,370	6,110	9,490	6,270	10,640	7,030
9,790	4,500	8,050	4,570	8,550	4,730
2,430	2,140	2,500	2,140	2,570	2,210
5,170	2,630	5,090	2,620	5,540	2,790
1,270	1,060	1,220	1,060	1,330	1,110
4,840	2,420	4,280	2,110	4,510	2,300
1,210	650	940	480	750	420
* 40	* 30	* 40	* 40	* 40	* 30
* 10	* 10	* 20	* 10	* 20	* 10
150	130	160	150	190	170
1,770	840	1,620	750	1,780	890
940	470	840	410	930	420
150	100	160	110	170	110
510	150	430	120	560	180
* 60	* 40	* 70	* 50	* 80	* 50

第4表 業種別、規模

業 種 \ 規 模		計	1～9人
計		1,869,415	1,457,921
1号	計業	501,598	338,169
	小食料品製造業	75,838	56,898
	織・維工業	57,723	38,327
	衣服・織製品製造業	36,397	28,613
	木材・木製品製造業	69,227	51,672
	出版・印刷業	16,675	9,696
	化学工業	16,621	7,972
	窯業	21,230	14,500
	金属工業	57,692	33,734
	機械器具製造業	50,250	29,414
	電機機械器具製造業	12,920	5,810
	輸送機械器具製造業	13,105	7,306
	電気のガスの製造業	7,825	4,470
	その他製造業	66,095	49,757
2号	計業	13,509	8,872
	小石炭・石油・鉱採取業	1,252	265
	金属・非金属・石炭採取業	161	433
	土・石採取業	907	446
3号	建築業	10,389	7,728
4号	計業	186,570	123,126
	小鉄道、軌道、水運、航空業	39,352	19,693
	自動車業	11,888	5,110
5号	計業	27,464	19,583
	小陸上貨物取扱業	12,687	6,172
	港・湾・荷役業	10,622	5,506
6号	農業	2,065	666
7号	林業	92,513	84,421
8号	畜産・水産業	19,370	15,988
9号	商業	582,138	514,746
10号	金融、広告業	35,086	17,855
11号	映画、演劇業	7,353	4,209
12号	通信業	18,493	10,768
13号	教育、研究業	41,757	36,460
14号	保健、衛生業	58,306	51,019
15号	接客、娯楽業	192,474	176,600
16号	清掃、と殺業	3,888	2,685
17号	官公署その他	11,145	9,242
17号	その他	53,176	37,896

資料出所 労働省労働基準局「労働基準法適用事業場及び労働者数」

別適用事業場数

(昭和38年4月1日現在)

10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
281,772	67,720	36,256	19,515	6,231
106,812	26,610	16,575	9,833	3,599
13,376	2,728	1,555	1,062	219
12,584	2,981	2,030	1,248	553
5,537	1,210	699	302	36
13,633	2,479	1,049	339	55
4,692	1,232	686	291	78
4,343	1,576	1,156	990	584
4,167	1,082	803	513	165
15,264	4,186	2,679	1,349	480
12,968	3,638	2,394	1,348	488
3,565	1,329	1,011	824	381
3,200	1,039	759	509	292
2,030	409	382	397	137
11,453	2,721	1,372	661	131
2,989	699	444	308	197
326	189	173	160	139
250	93	75	67	43
262	81	70	37	11
2,151	336	126	44	4
45,927	11,813	4,134	1,304	266
10,532	3,444	2,837	2,159	687
3,464	1,068	947	891	408
7,068	2,376	1,890	1,268	279
3,515	1,294	850	682	174
2,903	977	617	499	120
612	317	233	183	54
6,591	1,052	333	92	24
2,811	379	144	45	3
52,003	9,568	4,006	1,479	336
10,365	3,768	2,081	770	247
2,792	231	68	35	18
4,650	1,130	974	750	221
3,405	1,187	494	171	40
4,317	1,283	971	640	76
12,476	2,137	763	431	67
698	216	166	109	14
1,088	402	277	93	43
10,801	2,507	1,139	614	219

第4表の2 都道府県別、規模別適用事業場数

(昭和38年4月1日現在)

規模別 都道府県別			計	1～9人	10～29人
合 計			1,869,415	1,457,921	281,772
北海道	青森	岩手	86,389	68,845	11,992
			20,682	16,736	2,989
			22,749	19,204	2,446
			26,452	21,968	3,063
			22,016	18,709	2,320
山形県	福島	茨城	22,663	18,748	2,750
			32,370	27,326	3,481
			28,055	22,686	3,683
			24,253	19,957	2,975
			30,356	23,915	4,536
埼玉県	千葉県	東京都	37,866	29,600	5,378
			40,594	33,170	5,437
			292,687	218,640	48,134
			109,554	88,318	14,415
			46,535	37,573	6,490
富山県	石川県	福井県	19,826	15,591	2,988
			19,843	15,504	3,153
			15,175	11,830	2,441
			12,487	9,931	1,818
			33,790	25,542	5,693
岐阜県	静岡県	愛知県	33,943	26,542	5,263
			60,074	46,448	9,451
			84,021	57,421	18,312
			34,904	27,374	5,360
			19,175	16,244	2,103
東京都	大阪府	兵庫県	44,670	36,325	5,842
			138,842	96,288	27,719
			83,019	67,462	9,742
			12,989	10,052	2,060
			22,696	16,283	5,011
鳥取県	島根県	岡山県	14,479	12,193	1,770
			18,292	14,973	2,673
			26,549	21,269	3,562
			41,901	32,454	6,504
			31,620	25,698	4,200
徳島県	香川県	愛媛県	14,153	11,679	1,821
			17,582	14,030	2,552
			27,832	22,819	3,648
			16,322	13,065	2,429
			61,664	48,578	8,556
福岡県	佐賀県	熊本県	16,548	13,953	1,886
			20,043	15,578	3,173
			27,090	22,154	3,629
			18,217	14,847	2,492
			15,903	12,251	2,669
大分県	宮崎県	鹿児島県	22,545	18,148	3,163

資料出所 第4表参照

30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
67,720	36,256	19,515	6,231
3,059	1,440	815	238
507	270	147	33
569	307	180	41
736	410	229	46
568	240	143	36
628	319	181	37
828	427	225	83
892	489	241	64
610	416	217	78
946	577	310	72
1,305	947	494	142
945	631	320	91
14,494	6,831	3,445	1,143
3,350	1,978	1,068	425
1,240	756	378	98
534	394	200	119
603	327	191	65
446	276	145	37
446	183	91	18
1,321	732	384	118
1,212	523	287	116
2,147	1,124	688	216
4,207	2,325	1,321	435
1,297	513	262	98
440	183	149	56
1,197	719	418	169
7,475	4,273	2,392	695
2,738	1,732	990	355
499	236	123	19
796	386	179	41
277	136	85	18
364	172	92	18
802	508	295	113
1,498	834	458	153
848	500	281	93
338	197	93	25
537	276	151	36
701	381	231	52
506	196	101	25
2,229	1,353	678	270
368	208	98	35
699	343	182	68
733	363	162	49
462	266	118	32
632	214	114	23
691	343	163	37

第5表 業種別、規模別適用事業場年少労働者数

業 種		規 模	計	1～9人
計			1,434,591	287,229
1号	小計	計	981,639	91,574
	食料品製造業	業	64,948	11,372
	繊維製品製造業	業	229,305	11,865
	衣服、繊維製品製造業	業	50,458	9,947
	木材、木製品製造業	業	31,412	7,988
	出版、印刷業	業	22,095	3,424
	化学工業	業	70,067	2,004
	窯業	業	24,617	1,508
	金属工業	業	116,498	11,101
	機械器具製造業	業	135,309	11,385
	電気機械器具製造業	業	112,895	3,252
	輸送機械器具製造業	業	54,339	3,097
	電気の他の製造業	業	2,932	122
	その他	業	66,764	14,509
	小計	計	1,809	359
	石油採掘業	業	467	1
2号	炭石採取業	業	345	9
	金属採掘業	業	231	20
3号	土石採取業	業	766	329
4号	土木建築業	業	27,796	8,519
	小計	計	31,342	985
	鉄道、軌道、水運、航空業	業	3,455	159
5号	自動車業	業	27,887	826
	小計	計	3,489	332
	陸上貨物取扱業	業	2,928	320
6号	港湾荷役業	業	561	12
7号	農業	業	3,493	2,422
8号	畜産、水産	業	2,698	813
9号	商業	業	295,762	146,283
10号	金融、広告	業	7,091	1,344
11号	映画、演劇	業	2,607	606
12号	通信	業	2,954	264
13号	教育、研究	業	4,477	1,190
14号	保健、衛生	業	25,700	12,871
15号	接客、娯楽	業	31,886	16,306
16号	清掃、と	業	328	65
17号	官公署	業	794	297
	その他	業	10,726	2,999

資料出所 第4表参照

10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
248,299	137,157	161,005	237,739	363,162
136,901	90,812	123,485	198,528	340,339
12,766	6,750	7,651	13,669	12,740
22,801	14,209	22,246	46,427	111,757
10,111	5,847	7,993	10,616	5,944
7,954	3,553	3,899	4,535	3,483
5,701	3,774	3,793	3,286	2,117
4,462	4,437	5,746	13,662	39,755
2,315	2,139	4,290	7,085	7,280
23,288	15,141	22,287	24,334	20,347
20,639	15,565	20,640	29,130	37,950
6,592	5,954	9,841	23,638	63,618
5,257	4,187	5,448	9,862	26,488
310	253	346	1,027	874
14,705	9,003	9,305	11,256	7,986
315	146	152	278	559
13	45	34	124	250
24	18	24	55	215
26	22	37	35	91
252	61	57	64	3
8,446	3,972	3,113	2,804	942
2,391	1,924	4,122	12,023	9,897
436	205	434	771	1,430
1,955	1,719	3,688	11,232	8,467
587	500	462	835	773
499	439	376	677	617
88	61	86	158	156
579	204	144	94	50
968	444	256	198	19
80,417	30,852	21,552	12,335	4,323
1,948	1,151	751	967	930
1,374	240	86	194	107
403	329	458	814	686
350	240	530	309	1,858
4,222	2,211	2,275	3,499	612
5,704	2,685	1,923	3,799	1,469
50	48	57	105	3
156	77	156	77	31
3,488	1,322	1,473	880	564

第6表 業種別労働基準法適用事業場年少労働者の推移

(昭和34年～昭和38年)

業 種	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年
合 計	1,000,106	1,130,811	1,254,913	1,350,599	1,434,591
1号 工 業	695,957	778,180	874,793	947,938	981,639
2号 鉱 業	4,812	4,093	3,042	2,456	1,809
3号 土 建	16,829	20,325	23,504	25,657	27,796
4号 交 通	18,264	21,181	23,542	24,553	31,342
5号 貨物取扱	2,689	2,763	3,480	3,649	3,489
6号 農 林	6,472	6,159	5,433	4,302	3,493
7号 畜産,水産	3,481	3,318	3,266	2,670	2,698
8号 商 業	189,370	220,984	240,718	259,139	295,762
9号 金融,広告	5,297	5,625	5,702	5,769	7,091
10号 映画,演劇	3,092	3,265	3,459	3,489	2,607
11号 通 信	3,556	4,247	3,382	3,554	2,954
12号 教育研究	2,620	2,774	2,628	3,866	4,477
13号 保健,衛生	19,374	21,324	22,955	22,856	25,700
14号 接客,娯楽	19,787	25,524	27,010	29,106	31,886
15号 清掃,と殺	273	513	325	310	328
16号 官 公 署	1,091	922	907	833	794
17号 そ の 他	7,142	9,614	10,767	10,452	10,726
年少労働者数 総労働者数 ×100	6.8%	6.9%	6.7%	6.5%	6.2%

注 1) 昭和34～37年は1月1日現在, 38年は4月現在

2) 年少労働者とは18才未満

資料出所 労働省労働基準局「労働基準法適用事業場数及び労働者数」

第7表 卒業後の状況

区 分		卒業者	進学者	就職者	就職進学者	無業者	死亡者	不詳	
中 学 校	実 数	昭和33年 3 月	1,895,967	959,938	716,653	58,322	139,194	298	21,562
		昭和34年 3 月	1,974,872	1,035,055	727,183	58,668	135,011	239	18,716
		昭和35年 3 月	1,770,483	971,951	633,224	50,473	101,673	192	12,970
		昭和36年 3 月	1,401,646	830,917	458,863	42,001	61,323	164	8,378
		昭和37年 3 月	1,947,657	1,191,414	596,500	55,900	91,354	166	12,323
		男	995,360	613,362	303,419	38,364	34,033	113	6,069
		女	952,297	578,052	293,081	17,536	57,321	53	6,254
	比 率	昭和33年 3 月	100.0	50.6	37.8	3.1	7.4	0.0	1.1
		昭和34年 3 月	100.0	52.4	36.8	3.0	6.8	0.0	1.0
		昭和35年 3 月	100.0	54.9	35.8	2.9	5.7	0.0	0.7
		昭和36年 3 月	100.0	59.3	32.7	3.0	4.4	0.0	0.6
		昭和37年 3 月	100.0	61.2	30.6	2.9	4.7	0.0	0.6
		男	100.0	61.6	30.5	3.9	3.4	0.0	0.6
		女	100.0	60.7	30.8	1.8	6.0	0.0	0.7

資料出所 文部省 学校基本調査

第8表 中学校卒業者の産業部門別就職者数

(昭和33年～昭和37年)

産 業		昭和33年	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年
実教	合 計	774,975	785,581	683,697	500,864	652,400
	第一次産業	155,298	133,554	94,553	49,428	63,142
	第二次産業	383,402	412,664	420,538	337,917	436,140
	第三次産業	236,275	239,633	168,606	113,519	153,118
	%	%	%	%	%	%
比率	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	第一次産業	20.0	17.0	13.8	9.9	9.7
	第二次産業	49.5	52.5	61.5	67.7	66.8
	第三次産業	30.5	30.5	24.7	22.4	23.5

注 第一次産業とは農業、林産及び狩猟業、漁業及び水産養殖業
 第二次産業とは鉱業、建設業、製造業
 第三次産業とは卸売及び小売業、金融保険及び不動産業、運輸通信及び
 その他の公益事業、サービス業、公務その他

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

第9表 都道府県別中学校卒業者の卒業後の状況

(昭和37年3月卒業)

都道府県	卒業者	上級学校 入学者	就 職 者	就職して進 学している 者	無 業	死亡不詳
合 計	1,947,657	1,191,414	596,500	55,900	91,354	12,489
男	995,360	613,362	303,419	38,364	34,033	6,182
女	952,297	578,052	293,081	17,536	57,321	6,307
北海道	115,447	67,739	32,980	5,677	7,547	1,504
青 森	33,294	14,740	12,871	583	4,321	779
岩 手	31,936	15,270	11,763	610	3,947	346
宮 城	35,529	20,330	11,477	569	2,950	203
秋 田	33,504	18,210	12,309	641	1,985	359
山 形	30,009	16,129	10,463	752	2,650	15
福 島	42,880	23,332	16,462	631	2,306	149
茨 城	47,383	23,838	20,556	807	1,921	261
栃 木	36,338	18,804	14,828	628	1,959	119
群 馬	38,334	20,511	14,885	1,724	986	228
埼 玉	54,484	30,290	19,873	1,844	2,281	196
千 葉	53,360	30,299	18,523	1,075	3,152	311
東 京	160,147	127,236	22,843	7,483	2,371	114
神 奈 川	61,811	43,563	15,061	1,527	1,415	245
新 潟	56,568	27,941	22,939	3,243	2,299	146
富 山	25,107	15,567	7,887	1,033	491	129
石 川	23,232	13,125	8,410	639	923	135
福 井	14,606	8,552	5,198	396	400	60
山 梨	16,660	10,874	4,903	509	324	50
長 野	41,714	26,620	12,005	1,638	1,325	121
岐 阜	32,199	17,311	12,610	1,047	1,080	151

資料出所 文部省 学校基本調査

都道府県	卒業者	上級学校 入学者	就職者	就職して進 学している 者	無業	死亡不詳
静岡県	53,187	31,849	18,161	1,339	1,651	187
愛知県	81,168	51,513	24,336	1,752	3,314	253
三重県	29,899	15,966	11,467	866	1,430	170
滋賀県	16,903	9,801	5,878	305	822	97
京都府	38,149	26,521	9,189	1,240	980	219
大阪府	92,947	66,392	20,277	3,387	2,288	603
兵庫県	74,195	49,328	20,561	2,825	1,228	253
奈良県	14,802	9,848	3,989	344	443	178
和歌山県	19,279	11,698	6,090	714	666	111
鳥取県	12,789	8,541	3,297	87	649	215
島根県	21,252	11,686	8,048	233	1,234	51
岡山県	37,003	25,214	9,568	676	1,413	132
広島県	49,136	35,465	11,038	1,409	1,037	187
山口県	37,037	26,111	8,268	651	1,624	383
徳島県	19,233	10,591	7,300	276	1,029	37
香川県	22,205	15,292	5,738	732	392	51
愛媛県	35,728	20,096	13,260	1,005	1,124	243
高知県	19,520	10,358	7,663	530	611	358
福岡県	85,500	58,266	18,376	1,145	7,053	660
佐賀県	21,772	12,632	6,816	524	1,654	146
長崎県	39,274	18,556	15,441	1,038	3,322	917
熊本県	42,780	22,251	15,842	610	3,360	717
大分県	29,118	19,000	7,606	393	1,921	198
宮崎県	26,951	11,732	12,421	206	2,281	311
鹿児島県	43,288	22,426	17,024	557	3,195	86

第10表 中学校卒業者の産業別就職状況

昭和37年3月卒業

区 分	計	男	女
総農林漁鉱建製	652,400	341,738	310,617
業、業、狩猟	55,065	31,057	24,008
業、水産養殖	1,240	968	272
施設	6,837	5,724	1,113
製造	772	628	144
食料品製造	14,508	14,057	451
繊維工業	420,860	225,445	195,415
衣服、その他の繊維製品製造	23,308	10,247	13,061
木材、木製品製造	83,673	6,479	77,194
家具、装備品製造	34,727	4,168	30,559
パルプ、紙、紙加工品製造	8,710	7,278	1,432
出版、印刷、同関連産業	4,839	4,212	627
化学製品、石油製品、石炭製品製造	5,945	3,104	2,841
ゴム製品製造	7,013	4,652	2,361
皮革、同製品製造	10,859	5,142	5,717
窯業、土石製品製造	905	683	222
鉄鋼	9,806	4,386	5,420
非金属製品製造	2,636	1,824	812
鉄、金属製品製造	6,708	4,268	2,440
非金属製品製造	9,338	8,922	416
機械器具製造	6,017	5,015	1,002
電気機械器具製造	57,560	50,915	6,645
輸送機械器具製造	48,194	41,532	6,662
測量機械器具製造	61,199	33,637	27,562
その他、小売	16,594	15,179	1,415
卸、卸小	3,574	1,871	1,703
金融、融、保、除	19,255	11,931	7,324
運、輸、通、信	51,767	23,927	27,840
電気、ガス、水道	12,130	7,408	4,722
サービス業、家事サービス業、修理業	39,637	16,519	23,118
映画、画、娯楽	962	167	795
上記以外のサービス業務	119	42	77
上記以外のもの	14,332	7,970	6,362
	12,995	7,159	5,836
	1,337	811	526
	3,036	2,752	284
	58,889	17,293	41,596
	35,521	7,275	28,246
	10,770	7,404	3,366
	936	205	731
	11,662	2,409	9,253
	2,466	850	1,616
	21,547	10,903	10,644

注) 1. この表の数値には就職進学者を含めている。

2. 産業別は「日本標準産業分類」を、職業別は「日本標準職業分類」を使用している。

資料出所 文部省 学校基本調査

第11表 中学校卒業者の職業別就職状況

昭和37年3月卒業

区 分	計	男	女
総 数	652,400	341,783	310,617
事 務 従 事 者	11,978	1,987	9,991
販 売 従 事 者	47,662	22,202	25,460
農 林 業 作 業 者	56,056	32,023	24,033
漁 業 作 業 者	6,692	5,689	1,003
採 鉱・採 石 作 業 者	932	842	90
運 輸・通 信 従 事 者	13,506	7,784	5,722
技 能 工, 生 産 工 程 作 業 者	423,900	237,346	186,554
金 属 材 料 製 造 作 業 者	21,760	20,123	1,637
金 属 加 工 作 業 者	91,749	82,563	9,186
電 気 機 械 器 具 組 立・修 理 作 業 者	64,860	37,492	27,368
製 糸・紡 績 作 業 者	88,593	6,308	82,285
裁 断・縫 製 作 業 者	29,114	3,634	25,480
飲 食 料 品 製 造 作 業 者	21,732	9,930	11,802
上記以外の技能工, 生産工程作業	106,092	77,296	28,796
単 純 労 働 者	15,540	9,476	6,064
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	52,572	12,675	39,897
家 事 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	13,018	1,353	11,665
対 個 人 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	27,031	6,594	20,437
そ の 他 の サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	12,523	4,728	7,795
上 記 以 外 の も の	23,562	11,759	11,803

資料出所 文部省 学校基本調査

注 第10表注を参照

第12表 中学校卒業者の産業、規模及び性別求人数並びに就職者数

(昭和37年3月卒業)

規 模 性		合 計 (b+c+d+e)			b 500 人以上		
		計	男	女	計	男	女
産 業							
求 人 数	A, B, C 農林, 水産業	2,261	1,034	1,227	1,010	157	853
	D 鉱建 業	538	435	103	257	197	60
	E 設 業	31,085	30,247	838	2,186	2,098	88
	F 製 造 業	1,134,920	551,123	583,797	212,078	60,184	151,894
	18 食料品製造業	61,701	30,778	30,923	6,860	2,572	4,288
	20, 21 繊維, 衣服	371,204	47,956	323,248	90,781	3,730	87,051
	26, 27 化学関係工業	31,239	14,266	16,973	8,493	2,960	5,533
	33 金属製品製造業	119,216	101,023	18,193	6,126	4,773	1,353
	35 電気機械器具	129,360	59,481	69,879	39,322	13,998	25,324
	34, 36~38 その他の機械器具	188,256	152,099	36,157	30,734	19,991	10,743
	G 卸売業, 小売業	130,698	84,036	46,662	4,695	1,772	2,923
	H, I 金融, 保険, 不動産業	1,286	267	1,019	176	6	170
	J 運輸通信業	24,463	9,169	15,294	14,720	3,828	10,892
	K 電気, ガス, 水道	2,422	2,342	80	1,646	1,602	44
	L サービス業	70,533	32,741	37,792	767	335	432
	M 公務業務	855	629	226	592	514	78
	N 分類不能の産業	9	3	6	—	—	—
合 計		1,399,070	712,026	687,044	238,127	70,693	167,434
就 職 者 数	A, B, C 農林, 水産業	918	368	550	469	88	381
	D 鉱建 業	274	200	74	220	161	59
	E 設 業	7,269	6,978	291	707	682	25
	F 製 造 業	337,461	165,729	171,732	116,742	39,764	76,978
	18 食料品製造業	16,557	6,426	10,131	3,663	1,098	2,565
	20, 21 繊維, 衣服	103,121	8,364	94,757	44,331	2,213	42,118
	26, 27 化学関係工業	11,306	4,505	6,801	5,387	1,869	3,518
	33 金属製品製造業	32,969	29,301	3,668	3,238	2,699	539
	35 電気機械器具	52,446	26,455	25,991	25,908	10,828	15,080
	34, 36~38 その他の機械器具	67,007	56,516	10,491	18,901	13,608	5,293
	G 卸売業, 小売業	29,812	14,533	15,279	1,746	619	1,127
	H, I 金融, 保険, 不動産業	749	81	668	122	7	115
	J 運輸通信業	10,677	3,896	6,781	6,976	2,116	4,860
	K 電気, ガス, 水道	1,254	1,197	57	879	841	38
	L サービス業	21,329	9,938	11,391	402	147	255
	M 公務業務	369	178	191	130	94	36
	N 分類不能の産業	8	2	6	—	—	—
合 計		410,120	203,100	207,020	128,393	44,519	83,874

資 料 労働省職業安定局

c 499~100人			d 99~ 30人			e 29人 以下		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
321	189	132	263	135	128	667	553	144
151	131	20	61	46	15	69	61	8
6,291	6,147	144	7,812	7,555	257	14,796	14,447	349
359,304	158,549	200,755	353,832	203,083	150,749	209,706	129,307	80,399
21,138	7,798	13,340	18,247	9,866	8,381	15,456	10,542	4,914
117,365	12,858	104,507	97,241	15,708	81,533	65,817	15,660	50,157
11,718	5,016	6,702	7,898	4,227	3,671	3,130	2,063	1,067
35,422	27,672	7,750	47,370	40,955	6,415	30,298	27,623	2,675
43,822	18,189	25,663	34,371	20,068	14,303	11,845	7,226	4,619
58,122	45,273	12,849	65,529	56,407	9,122	33,871	30,428	3,443
10,479	5,713	4,766	31,660	21,244	10,416	83,864	55,307	28,557
400	86	314	426	109	317	284	66	218
6,021	3,093	2,928	2,627	1,570	1,057	1,095	678	417
369	360	9	182	165	17	225	215	10
7,600	2,146	5,454	13,911	7,934	5,977	48,255	22,326	25,929
110	55	55	93	36	57	60	24	36
—	—	—	—	—	—	9	3	6
391,046	176,469	214,577	410,867	241,877	168,990	359,030	222,987	136,043
71	45	26	170	90	80	208	145	63
26	17	9	7	6	1	21	16	5
1,596	1,529	67	1,690	1,593	97	3,276	3,174	102
121,681	63,100	58,581	69,543	44,009	25,534	29,495	18,856	10,639
6,347	2,109	4,238	3,993	1,795	2,198	2,554	1,424	1,130
35,009	3,072	31,937	16,556	2,009	14,547	7,225	1,070	6,155
4,022	1,625	2,397	1,565	791	774	332	220	112
13,691	11,794	1,897	11,607	10,618	989	4,433	4,190	243
17,079	8,964	8,115	7,371	5,198	2,173	2,088	1,465	623
25,403	22,098	3,305	16,928	15,491	1,437	5,775	5,319	456
3,257	1,522	1,735	7,794	3,882	3,912	17,015	8,510	8,505
213	26	187	268	31	237	146	17	129
2,424	1,006	1,418	885	528	357	392	246	146
232	221	11	85	80	5	58	55	3
2,198	980	1,218	4,870	2,997	1,873	13,859	5,814	8,045
117	46	71	90	34	56	32	4	28
—	—	—	2	—	2	6	2	4
131,815	68,492	63,323	85,404	53,250	32,154	64,508	36,839	27,669

第13表 新規学校卒業者を対象とする集団求人実施状況

都道府県	求 人 団 体			求 A 計
	計	地域団体	業種別団体	
昭和36年計	533	108	425	58,627
昭和37年計	455	135	320	65,582
北海道	23	1	22	1,413
青森	19	17	2	1,589
岩手	8	6	2	482
宮城	1	—	1	27
秋田	12	4	8	976
山形	1	—	1	475
福島	2	2	—	116
茨城	1	—	1	118
栃木	4	2	2	237
群馬	—	—	—	—
埼玉県	10	5	5	1,387
千葉県	14	10	4	1,754
東京都	96	28	68	16,725
神奈川県	29	3	26	3,152
新潟県	1	1	—	59
富山県	2	2	—	139
石川県	6	2	3	640
福山	—	—	—	—
山梨県	2	—	2	304
長野県	17	7	10	1,074
岐阜県	14	10	4	4,068
静岡県	—	—	—	—
愛知県	64	11	53	14,732
三河	5	1	4	292
滋賀県	1	1	—	83
京都府	3	1	2	566
大阪府	62	11	51	11,059
兵庫県	4	4	—	434
奈良県	—	—	—	—
和歌山県	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—
島根県	8	1	7	290
岡山県	5	4	1	225
広島県	3	—	3	1,435
山形県	4	—	4	18
徳島県	1	—	1	89
香川県	—	—	—	—
愛媛県	2	—	2	325
高知県	—	—	—	—
福岡県	2	—	2	261
佐賀県	1	—	1	62
長崎県	1	—	1	71
熊本県	—	—	—	—
大宮	—	—	—	—
鹿	19	—	19	905
児	8	—	8	—

注 集団求人は昭和31年度より六大都府県によつて始められた

(昭和37年3月卒業)

人 数		就 職 数			$\frac{B}{A} \times 100$ 充足率
男	女	B 計	男	女	
35,064	23,563	10,944	6,121	4,823	19
47,044	23,538	13,622	8,287	5,335	21
1,161	252	358	270	88	25
1,159	430	562	381	181	35
285	197	187	93	94	39
16	11	4	1	3	15
216	760	196	28	168	20
30	445	84	4	80	18
44	72	15	5	10	13
118	—	74	74	—	63
145	92	68	32	36	29
—	—	—	—	—	—
765	622	262	101	161	19
1,052	702	337	171	166	19
11,911	4,814	2,836	1,723	1,113	17
2,025	1,127	688	432	256	22
24	35	28	5	23	47
68	71	78	14	64	56
442	198	176	9	84	28
—	—	—	—	—	—
267	37	75	42	33	25
746	328	131	43	88	12
1,387	2,681	809	194	615	20
—	—	—	—	—	—
8,435	6,297	4,087	2,526	1,561	28
207	85	20	17	3	7
51	32	11	3	8	13
115	451	82	56	26	14
8,046	3,013	1,010	809	201	9
259	175	60	29	31	14
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
77	213	70	10	60	24
72	153	110	6	104	49
1,357	78	604	592	12	42
15	3	5	3	2	28
54	35	15	6	9	17
—	—	—	—	—	—
325	—	287	287	—	88
—	—	—	—	—	—
224	37	56	27	29	21
48	14	36	28	8	58
53	18	7	—	7	10
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
845	60	194	183	11	21
—	—	—	—	—	—

資料出所 労働省職業安定局

第14表 中学校卒業者の県外就職状況

供給都道府県		総 計	自府県 内就職	他府県よ りの就職	北 海 道	青 森	岩 手	宮 城
需要都道府県								
総 計		410,120	—	—	16,052	7,296	6,761	7,339
自府県内就職		—	250,213	—	13,746	1,529	2,031	2,172
他府県へ出て就職		—	—	159,907	2,306	5,767	4,730	5,167
北海道	道森手城田	13,906	13,746	160	—	24	77	6
		1,544	1,529	15	—	—	13	—
		2,033	2,031	2	—	—	—	2
		2,205	2,072	33	—	—	23	—
		1,204	1,201	3	—	—	2	—
山形県	形島城木馬	2,590	2,585	5	—	—	—	4
		4,342	4,197	145	1	—	1	11
		6,822	6,031	791	20	7	99	96
		7,606	6,746	860	16	13	108	33
		8,735	8,313	422	13	26	20	33
静岡県	玉葉京川湯	15,121	10,117	5,004	113	216	435	547
		6,873	5,639	1,234	61	262	144	66
		60,510	19,521	40,989	1,072	2,785	2,416	2,820
		21,855	13,245	8,610	167	858	647	925
		6,846	6,839	7	1	—	—	—
富山県	山川井梨野	5,295	4,710	585	40	6	26	—
		5,312	3,964	1,348	128	423	119	—
		4,381	3,404	977	135	144	5	10
		2,013	1,842	171	—	22	16	13
		6,958	6,729	229	—	3	6	4
岐阜県	阜岡知重賀	11,918	5,949	5,969	37	55	19	—
		14,382	11,804	2,578	38	109	192	283
		54,532	20,294	34,238	378	686	293	259
		8,585	5,813	2,772	16	2	2	30
		4,513	3,108	1,405	—	64	60	1
京都府	都阪庫良山	7,720	5,527	2,193	5	23	3	—
		48,191	15,327	32,864	52	31	4	13
		22,174	13,839	8,335	4	—	—	11
		2,043	1,226	817	7	7	—	—
		2,056	1,576	480	1	—	—	—
鳥取県	取根山島口	731	638	93	—	—	—	—
		1,245	1,198	47	—	—	—	—
		8,520	4,932	3,588	—	—	—	—
		7,827	6,707	1,120	—	1	—	—
		2,990	2,841	149	—	—	—	—
徳島県	島川媛知岡	1,698	1,694	4	—	—	—	—
		2,192	1,967	225	1	—	—	—
		4,090	3,978	112	—	—	—	—
		796	775	21	—	—	—	—
		10,171	9,131	1,040	—	—	—	—
佐賀県	賀崎本分崎島	916	882	34	—	—	—	—
		1,900	1,870	30	—	—	—	—
		1,640	1,602	38	—	—	—	—
		1,243	1,100	143	—	—	—	—
		960	942	18	—	—	—	—
大宮鹿	児島	936	932	4	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—

資料出所，労働省職業安定局

(昭和37年3月卒業)

[illegible]

第14表 中学校卒業者の県外就職状況（つづき）

供給都道府県		新	富	石	福	山	長	岐
需要都道府県		潟	山	川	井	梨	野	阜
総計		14,973	5,970	4,865	4,212	3,036	10,515	8,639
自府県内就職		6,839	4,710	3,964	3,404	1,842	6,729	5,949
他府県へ出て就職		8,134	1,260	901	811	1,194	3,786	2,690
北海道	道	1	—	—	—	—	—	—
青森県	森	—	—	—	—	—	—	—
岩手県	手	—	—	—	—	—	—	—
宮城県	城	—	—	—	—	—	—	—
秋田県	田	—	—	—	—	—	—	—
山形県	形	1	—	—	—	—	—	—
福島県	島	29	—	—	—	—	—	—
茨城県	城	2	—	—	—	—	—	—
栃木県	木	18	—	—	—	—	—	—
群馬県	馬	66	—	2	—	1	11	—
埼玉県	玉	404	12	5	3	12	145	2
千葉県	葉	137	—	—	3	14	20	1
東京都	京	3,245	266	193	137	744	923	39
東北	川	744	18	12	26	126	135	4
新潟	潟	—	—	—	—	—	—	—
富山県	山	369	—	—	4	—	1	19
石川県	川	222	194	—	24	—	—	—
福井県	井	133	—	4	—	—	15	17
山梨県	梨	—	—	—	—	—	3	—
長野県	野	97	6	—	—	49	—	2
岐阜県	阜	305	32	33	12	—	259	—
静岡県	岡	264	29	2	2	167	153	6
愛知県	知	1,383	384	179	116	79	1,501	2,175
三重県	重	503	37	6	19	—	573	295
滋賀県	賀	58	14	1	41	—	34	68
京都府	都	13	32	97	99	—	—	33
大阪府	阪	118	211	344	294	2	11	27
兵庫県	庫	5	20	17	30	—	2	2
奈良県	良	8	5	1	—	—	—	—
和歌山県	山	9	—	—	—	—	—	—
鳥取県	取	—	—	—	—	—	—	—
島根県	根	—	—	—	—	—	—	—
岡山県	山	—	—	—	—	—	—	—
広島県	島	—	—	—	—	—	—	—
徳島県	口	—	—	—	—	—	—	—
香川県	島	—	—	—	—	—	—	—
愛媛県	媛	—	—	—	1	—	—	—
高知県	知	—	—	—	—	—	—	—
福岡県	岡	—	—	5	—	—	—	—
佐賀県	賀	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	崎	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	本	—	—	—	—	—	—	—
大分県	分	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県	崎	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	島	—	—	—	—	—	—	—
沖縄県	県	—	—	—	—	—	—	—

(昭和37年3月卒業)

[illegible]

第14表 中学校卒業者の県外就職状況 (つづき)

供給都道府県	鳥	島	岡	広	山	徳	香
需要都道府県	取	根	山	島	口	島	川
総計	2,219	5,990	6,903	8,414	6,518	5,314	4,183
自府県内就職	638	1,198	4,932	6,707	2,841	1,694	1,967
他府県へ出て就職	1,581	4,792	1,971	1,707	3,677	3,620	2,216
北海道	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	24
群馬	—	1	—	—	—	—	—
埼玉県	—	—	—	—	15	—	—
千葉県	—	—	—	—	1	—	—
東京都	18	113	44	57	98	58	21
神奈川県	2	17	1	16	11	12	5
新潟県	—	—	—	—	—	—	—
富山県	—	—	—	—	—	—	—
石川県	—	3	—	16	—	—	—
福井県	—	11	—	2	—	—	—
山梨県	—	—	—	—	—	—	—
長野県	—	—	—	—	—	—	—
岐阜県	126	232	41	—	82	22	3
静岡県	3	4	—	12	—	—	5
愛知県	149	816	51	141	283	379	164
三重県	24	168	7	8	3	33	—
滋賀県	21	84	26	16	25	47	1
京都府	92	174	73	69	57	72	24
大阪府	667	1,611	1,269	822	1,288	2,125	1,123
兵庫県	435	995	356	259	295	533	306
奈良県	4	26	3	2	42	31	6
和歌山県	—	81	—	—	1	49	—
鳥取県	—	54	14	—	3	—	—
島根県	16	—	—	—	4	—	—
岡山県	23	218	—	259	953	126	501
広島県	1	118	79	—	487	—	8
山口県	—	47	—	28	—	—	7
徳島県	—	—	—	—	—	—	3
香川県	—	1	7	—	—	107	—
愛媛県	—	—	—	—	21	16	15
高知県	—	—	—	—	—	10	—
福岡県	—	17	—	—	7	—	—
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—
長門県	—	1	—	—	—	—	—
熊本市	—	—	—	—	—	—	—
大分県	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	—	—	—	—	—	—	—
沖縄県	—	—	—	—	—	—	—

(昭和37年3月卒業)

[illegible]

第15表性，学校，産業（大分類）及び事業所規模別初任給賃金

学 校	性		計		
	産業 大分類	事業所規模	500 人 以 上	499 ～ 100 人	99 ～ 30 人
中 学 校	計		9,110	8,970	8,910
	A, B, C	農・林・水産業	7,500	*9,500	*9,070
	D	鉱建業	8,370	8,140	—
	E	建設業	8,470	8,770	8,390
	F	製造業	9,080	8,980	8,970
	G	卸売業，小売業	10,440	8,720	8,760
	H, I	金融，保険，不動産業	9,660	9,200	9,310
	J, K	運輸，通信，電気，ガス，水道業	9,600	8,790	8,740
	L	サービス業	8,610	8,830	8,220
高 等 学 校	計		12,570	11,600	11,410
	A, B, C	農・林・水産業	11,510	12,130	11,320
	D	鉱建業	11,290	10,430	*8,750
	E	建設業	13,060	12,500	11,660
	F	製造業	12,600	11,700	11,490
	G	卸売業，小売業	12,260	10,830	10,930
	H, I	金融，保険，不動産業	13,270	12,480	12,850
	J, K	運輸，通信，電気，ガス，水道業	12,240	11,620	11,570
	L	サービス業	11,690	11,370	10,300
短 期 大 学	計		13,920	13,960	13,400
	A, B, C	農・林・水産業	*15,000	*9,000	*12,450
	D	鉱建業	*9,330	—	—
	E	建設業	13,420	14,710	*16,220
	F	製造業	14,450	14,360	13,920
	G	卸売業，小売業	13,240	13,500	13,100
	H, I	金融，保険，不動産業	14,890	12,940	14,290
	J, K	運輸，通信，電気，ガス，水道業	13,110	*14,470	*13,000
	L	サービス業	*13,600	14,930	12,890
大 学	計		19,360	18,080	17,940
	A, B, C	農・林・水産業	17,850	*18,000	*18,000
	D	鉱建業	19,860	*19,000	*19,000
	E	建設業	19,340	18,440	18,240
	F	製造業	19,410	18,430	18,150
	G	卸売業，小売業	19,680	17,710	17,560
	H, I	金融，保険，不動産業	18,910	17,920	18,170
	J, K	運輸，通信，電気，ガス，水道業	19,110	17,840	20,650
	L	サービス業	18,770	17,770	16,790

注）※印欄は対象数少なく，誤差率が大いので取扱いに注意すること。

(中 位)

男			女		
500 以 上	499 100 ～ 人	99 30 ～ 人	500 以 上	499 100 ～ 人	99 30 ～ 人
8,910	8,970	9,090	9,170	8,960	8,670
8,500	*8,500	*8,000	7,500	—	*9,500
8,540	*8,330	—	*7,110	*7,830	—
8,420	9,010	8,400	*10,310	7,820	*8,230
8,880	8,990	9,170	9,150	8,980	8,700
10,480	8,700	8,910	10,420	8,750	8,570
—	8,880	*9,640	9,660	9,570	9,270
9,280	8,830	8,850	9,850	8,760	8,680
9,000	9,030	8,380	8,550	8,530	7,530
13,080	12,270	12,130	11,850	10,850	10,790
11,550	*13,340	11,460	11,480	*10,000	*11,170
13,350	*12,400	*7,500	7,970	10,180	*9,000
13,350	12,710	12,790	11,320	11,090	9,680
13,210	12,410	12,320	11,280	10,870	10,600
12,820	11,620	11,750	12,040	10,380	10,300
13,510	12,580	12,860	13,220	12,420	12,840
12,520	11,840	12,070	11,210	11,250	11,090
12,580	12,060	10,940	10,390	10,610	9,870
15,550	14,780	14,490	13,400	13,310	12,890
*15,000	—	*13,000	—	*9,000	*11,000
*16,000	—	—	*9,110	—	—
13,940	*15,220	*17,220	*11,060	*13,140	*10,710
15,770	14,910	15,210	13,170	13,530	13,030
14,770	14,110	13,610	13,210	13,170	12,880
*14,670	*12,290	*15,000	14,890	13,020	*14,170
*13,000	*13,670	*14,710	13,120	*14,620	*11,780
*14,330	15,780	*13,300	*13,000	*13,070	12,730
19,430	18,150	17,990	17,470	17,170	16,740
17,890	*18,000	*18,000	*16,330	—	—
19,920	*19,000	*19,000	*17,000	—	—
19,410	18,440	18,280	16,700	—	*14,500
19,480	18,490	18,360	17,590	17,240	16,820
19,840	17,720	17,590	16,080	17,530	*16,600
18,950	17,950	18,180	17,550	*15,640	*15,000
19,080	17,880	20,560	19,580	*13,670	*22,000
18,860	17,990	16,780	*15,040	16,510	*17,000

資料出所 労働省職業安定局

第16表 性、都道府県及び主要産業別 中学校卒業者の初任給賃金

性 産業		計		
		全 産 業	製 造 業	卸 売 業 小 売 業
都道府県				
北海道	道	7,980	7,820	7,700
		6,900	6,860	7,080
		6,860	6,920	6,410
		8,050	8,080	7,390
		6,640	6,440	7,110
山形県	形	6,580	6,560	6,470
		8,100	8,190	7,480
		7,880	7,860	7,730
		8,210	8,250	7,320
		8,180	8,190	7,670
福島県	馬	9,060	9,090	8,470
		8,640	8,690	8,440
		9,530	9,470	9,900
		9,220	9,170	9,540
		7,730	7,650	7,490
茨城県	玉	8,570	8,570	7,970
		9,000	9,050	8,190
		8,790	8,870	8,660
		8,050	8,030	7,540
		8,270	8,320	7,510
栃木県	野	9,170	9,180	8,370
		8,810	8,790	8,620
		9,040	9,040	9,520
		8,810	8,800	8,130
		9,160	9,190	8,470
群馬県	重	9,100	9,080	9,320
		9,540	9,540	9,920
		9,310	9,280	9,160
		9,140	9,150	7,810
		9,270	9,360	8,610
埼玉県	山	8,170	9,110	*5,670
		8,130	8,270	7,140
		8,630	8,620	7,870
		8,530	8,520	8,500
		7,250	7,220	7,800
千葉県	島	7,690	7,670	7,250
		7,500	7,470	7,280
		8,620	8,670	7,570
		7,480	7,420	*5,630
		7,690	7,680	7,770
東京都	賀	6,900	6,830	6,640
		6,880	6,960	6,560
		7,040	7,310	6,200
		7,230	7,220	6,710
		7,470	8,380	7,370
神奈川県	本	7,530	7,620	*8,880
合 計		9,000	9,020	8,860

注) 第15表注を参照

(中位) (30人以上規模計)

男			女		
全産業	製造業	卸売業 小売業	全産業	製造業	卸売業 小売業
7,950	8,080	7,710	8,010	7,510	7,690
6,960	6,850	7,280	6,860	6,880	6,940
6,720	6,940	6,430	7,140	6,900	5,940
7,650	7,630	7,720	8,330	8,380	7,200
6,700	6,430	7,190	6,580	6,460	7,070
6,470	6,360	*6,500	6,640	6,840	*6,450
7,680	7,720	7,820	8,350	8,440	7,310
7,850	7,860	*7,320	7,920	7,870	7,800
8,240	8,240	*8,650	8,170	8,220	7,150
7,900	7,910	7,640	8,340	8,330	7,830
9,050	9,060	10,420	9,060	9,110	8,340
8,670	8,700	8,630	8,620	8,670	8,270
9,600	9,570	9,870	9,430	9,340	9,940
9,040	8,990	9,600	9,340	9,290	9,500
7,670	7,670	7,600	7,770	7,630	7,420
8,370	8,370	8,340	8,740	8,700	7,730
8,670	8,620	8,530	9,180	9,210	8,350
8,430	8,500	8,560	8,930	8,940	9,080
7,800	7,820	*8,210	8,210	8,160	*7,180
7,950	7,990	7,680	8,540	8,570	7,020
8,990	8,970	7,920	9,220	9,240	8,520
8,820	8,830	8,860	8,800	8,760	7,950
8,950	8,940	9,590	9,100	9,090	9,370
8,730	8,660	7,990	8,840	8,850	8,200
9,170	9,310	8,530	9,160	9,150	*7,500
9,190	9,200	9,280	9,050	9,030	*9,440
9,580	9,590	9,820	9,500	9,490	10,010
9,380	9,300	9,690	9,270	9,270	8,690
9,400	9,540	*7,540	9,050	9,040	*8,430
9,520	9,960	8,530	9,200	9,180	9,180
6,920	6,110	*6,500	9,240	9,330	*5,500
7,360	7,280	7,270	8,510	8,560	*4,790
8,400	8,390	7,850	8,680	8,670	7,940
8,660	8,640	8,480	8,420	8,420	8,530
7,320	7,220	7,980	7,110	7,210	7,310
7,590	7,480	*7,590	7,730	7,740	*6,650
6,980	6,940	6,680	7,960	8,130	7,440
8,200	8,260	7,570	8,870	8,910	*6,500
7,370	7,430	*8,500	7,980	7,350	*5,500
7,780	7,760	7,800	7,630	7,630	7,750
6,830	6,850	*6,610	6,980	6,820	*7,500
6,880	7,020	6,620	6,890	6,400	*6,440
6,460	6,430	6,330	7,580	7,800	6,130
7,130	7,240	6,630	7,340	7,130	*7,170
6,900	5,780	7,410	7,900	8,980	*6,500
7,520	7,450	*8,770	7,550	7,780	*10,310
9,000	9,040	8,900	8,990	9,000	8,820

資料出所 労働省職業安定局

第17表 産業別死傷災害発生件数

(昭和37年1月～12月)

区 分		全 労 働 者	18 才 未 満
昭 和 35 年 計	{ 死 傷 件 数	468,139	20,691
	{ 発 生 率	25.2	16.5
昭 和 36 年 計	{ 死 傷 件 数	481,686	19,434
	{ 発 生 率	23.2	14.4
昭 和 37 年 計	{ 死 傷 件 数	415,460	17,328
	{ 発 生 率	19.2	12.3
工 業	{ 死 傷 件 数	166,167	13,770
	{ 発 生 率	17.5	13.9
鉱 業	{ 死 傷 件 数	6,656	64
	{ 発 生 率	74.0	142.2
建 設	{ 死 傷 件 数	137,282	1,552
	{ 発 生 率	51.6	48.7
運 輸	{ 死 傷 件 数	23,553	663
	{ 発 生 率	18.6	24.9
貨 物 取 扱	{ 死 傷 件 数	34,827	310
	{ 発 生 率	85.0	84.0
農 林	{ 死 傷 件 数	28,010	210
	{ 発 生 率	69.9	47.6
そ の 他	{ 死 傷 件 数	18,965	759
	{ 発 生 率	2.6	2.1

注 1) 労働基準法施行規則第57条により年末までに報告された休業8日以上
の死傷件数

2) 産業区分は労働基準法第8条による

3) 発生率 = $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者数}} \times 1,000$

資料出所 労働省労働基準局

第18表 通常および定時制高等学校課程別生徒数

(昭和35年～昭和37年度)

区 分		昭和35年度	昭和36年度	昭 和 3 7 年 度		
				計	男	女
計	計	3,225,945	3,106,703	3,270,384	1,752,239	1,518,145
	通 常	2,710,115	2,641,975	2,822,600	1,453,166	1,369,434
	定時制	515,830	464,728	447,784	299,073	148,711
普通課程	計	1,880,826	1,816,322	1,910,642	921,264	989,378
	通 常	1,624,700	1,582,634	1,681,296	777,878	903,418
	定時制	256,126	233,688	229,346	143,386	85,960
農業課程	計	215,630	193,716	193,796	154,764	39,032
	通 常	157,488	146,206	151,450	123,624	27,826
	定時制	58,142	47,510	42,346	31,140	11,206
水産課程	計	15,265	14,796	15,158	14,722	436
	通 常	14,011	13,657	14,099	13,934	165
	定時制	1,254	1,139	1,059	788	271
工業課程	計	323,520	339,305	381,693	377,906	3,787
	通 常	239,868	257,305	297,966	294,454	3,512
	定時制	83,652	8,200	83,727	83,452	275
商業課程	計	532,360	512,291	540,592	281,242	259,350
	通 常	461,603	448,470	479,255	240,944	238,311
	定時制	70,757	63,821	61,337	40,298	21,039
家庭課程	計	252,350	224,604	222,557	2	222,555
	通 常	206,723	188,207	192,720	0	192,720
	定時制	45,627	36,397	29,837	2	29,835
そ の 他	計	5,994	4,787	5,944	2,339	3,605
	通 常	5,722	4,614	5,814	2,332	3,482
	定時制	272	173	130	7	123

注) 各年とも5月1日現在

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

第19表 中学校、高等学校通信教育在籍者数

(昭和33年～昭和37年度)

年 度	中 学 校			高 等 学 校		
	計	男	女	計	男	女
昭 和 33 年 度	1,265	975	290	60,307	41,548	18,759
34	1,110	836	274	61,638	41,792	19,846
35	769	567	202	65,414	42,961	22,453
36	543	398	145	72,047	45,764	26,283
37	466	322	144	79,612	49,168	30,444

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

第20表 通常および定時制高等学校生徒の年令別身長・体重・胸囲・座高の平均

(昭和36年4月)

区 分		身 長		体 重		胸 囲		座 高	
		男	女	男	女	男	女	男	女
全 日 制	15 才	161.9	153.1	51.4	42.1	80.3	78.9	87.6	84.5
	16 才	164.3	153.6	54.5	49.8	82.8	80.3	89.1	84.8
	17 才	165.4	154.0	56.6	50.6	84.5	80.9	89.9	85.0
	18 才	165.1	153.3	56.9	51.1	85.2	82.1	89.9	84.6
	19 才	165.0	153.2	56.7	50.0	85.2	81.5	90.0	84.6
定 時 制	15 才	160.1	152.4	50.6	48.1	79.9	79.1	86.5	84.1
	16 才	162.3	152.7	53.3	49.8	81.8	80.4	88.0	84.5
	17 才	163.6	153.3	55.1	50.6	83.4	81.3	88.9	84.5
	18 才	164.3	153.3	56.4	51.0	84.4	82.0	89.5	84.4
	19 才	164.4	153.7	56.8	51.2	85.1	82.7	89.8	84.4

注) 年令は昭和36年4月1日現在において満15年1日以上満16年に達するまでの者を15才としその他の年令もこれに準ず

資料出所 文部省調査局「学校衛生統計」

第21表 事業内職業訓練実施事業場数，訓練生数，指導員数

(昭和37年4月30日現在)

道府県名		事項別		実施事業所数		訓練生数		現に従事している指導員数		
		計	第15条第16条	計	第15条第16条	計	第15条第16条	計	第15条第16条	
北海道	道森手城田	1,997	3	1,994	2,542	259	2,283	1,278	49	1,229
		1,652	—	1,652	1,916	—	1,916	869	—	869
		3,216	2	3,214	3,740	68	3,672	2,323	15	2,308
		401	3	398	824	96	728	405	12	393
		130	1	129	237	71	166	167	7	160
山形県	山福茨板群	850	—	850	1,487	—	1,487	931	—	931
		1,022	5	1,017	729	105	624	179	65	114
		529	12	517	2,229	1,606	623	585	215	370
		255	2	253	400	279	121	340	87	253
		565	4	561	692	40	652	393	14	379
千葉県	埼千東神新	789	11	778	1,111	529	582	528	68	460
		96	5	91	422	305	117	131	106	25
		3,086	47	3,039	10,031	3,265	6,666	3,421	804	2,617
		285	46	239	4,694	4,362	332	1,077	841	236
		2,808	5	2,803	1,276	121	1,155	821	48	773
富山県	富石福山長	402	3	399	631	87	544	552	106	446
		76	4	72	431	279	152	185	104	81
		558	5	553	347	161	186	80	21	59
		315	—	315	478	—	478	376	—	376
		1,256	8	1,248	2,550	271	2,279	1,427	89	1,338
岐阜県	岐静愛三滋	308	7	301	898	247	651	381	47	334
		1,484	7	1,477	1,569	428	1,141	787	79	708
		1,571	24	1,547	6,353	3,346	3,007	2,139	774	1,365
		318	5	313	797	354	443	383	80	303
		265	4	261	297	111	186	226	60	166
京都府	京大兵奈和歌	922	8	914	1,987	727	1,260	904	156	748
		605	47	558	6,158	3,589	2,569	1,561	779	782
		363	38	325	4,614	3,469	1,145	1,280	869	411
		122	6	116	270	136	134	98	23	75
		17	4	13	214	162	52	37	32	5
鳥取県	鳥島岡広山	150	2	148	343	46	297	182	24	158
		33	3	30	282	200	82	112	55	57
		349	5	344	1,029	616	413	299	128	171
		346	18	328	2,665	1,451	1,214	724	259	465
		85	10	75	761	479	282	276	109	167
徳島県	徳香愛高福	87	1	86	222	16	206	121	8	113
		41	2	39	319	151	168	176	100	76
		458	3	455	380	53	327	269	8	261
		83	2	81	232	68	164	196	49	147
		1,166	8	1,158	1,580	633	947	671	175	496
佐賀県	佐長熊大宮鹿	333	—	333	168	—	168	89	—	89
		574	5	569	1,056	681	375	532	123	409
		421	1	420	493	5	488	173	4	169
		291	2	289	399	59	340	321	19	302
		1,279	—	1,279	2,269	—	2,269	1,229	—	1,229
鹿児島県	児島	340	—	340	642	—	642	364	—	364
		合 計	32,299	378	31,921	72,764	29,031	43,733	29,598	6,611

注) 事業所数欄の第16条(共同職業訓練)の数は団体構成事業所数を示す。

資料出所 労働省職業訓練局

第22表 地域及び業種別・実施区分別商店街等一せい週休制実施状況

地域・業種別		実施区分別		
		計		
		地 域 数	事 業 場 数	労 働 者 数
計		13,613	626,949 (1,141,077)	2,145,708
地 域 別		3,925	284,820 (589,701)	919,131
業 種 別	業 種 別 計	9,688	342,129 (551,376)	1,226,577
	卸 売 業	724	25,714 (32,162)	160,967
	小 売 業	4,137	121,196 (246,167)	342,398
	理 美 容 業	1,562	85,093 (124,351)	207,806
	料 理 飲 食 旅 館 業	879	31,470 (44,673)	95,295
	ク リ ー ニ ン グ 業	644	23,582 (24,613)	80,963
	接 客 娯 楽 業	334	5,314 (5,966)	34,986
	そ の 他	1,408	49,755 (68,444)	304,162

地域・業種別		実施区分別		
		月 二 回 一 せ い 他 は 交 替		
		地 域 数	事 業 場 数	労 働 者 数
計		4,877	238,874 (472,433)	809,974
地 域 別		1,830	144,852 (299,647)	468,433
業 種 別	業 種 別 計	3,047	94,022 (172,786)	341,541
	卸 売 業	207	4,774 (6,820)	23,114
	小 売 業	1,691	52,585 (113,733)	141,629
	理 美 容 業	16	603 (888)	1,435
	料 理 飲 食 旅 館 業	332	12,613 (17,513)	37,081
	ク リ ー ニ ン グ 業	82	2,031 (2,656)	6,344
	接 客 娯 楽 業	147	1,726 (2,024)	13,174
	そ の 他	572	19,690 (29,152)	118,764

注 事業場数欄の()内は雇用労働者のない事業場を含めた数である。

資料出所 労働省労働基準局

(昭和38年1月1日現在)

完 全 一 せ い 週 休			月3回一せいは交替		
地 域 数	事業場数	労働者数	地 域 数	事業場数	労働者数
3,674	179,418 (257,804)	666,874	2,282	90,245 (166,330)	271,614
264	15,152 (24,770)	68,235	535	46,808 (87,779)	148,105
3,410	164,266 (233,034)	598,639	1,747	43,437 (78,551)	123,509
371	17,371 (19,447)	122,879	78	1,875 (3,077)	7,807
494	20,533 (37,592)	67,363	1,194	28,859 (57,249)	78,560
1,506	84,008 (122,677)	205,451	38	455 (743)	871
52	1,404 (2,463)	5,540	105	3,351 (5,574)	9,709
501	20,714 (25,754)	72,309	48	654 (981)	1,846
34	547 (655)	4,040	66	1,051 (1,168)	5,240
452	19,689 (24,446)	121,057	218	7,192 (9,759)	19,476

月1回一せいは交替		
地 域 数	事業場数	労働者数
2,780	118,412 (244,510)	397,246
1,296	78,008 (177,505)	234,358
1,484	40,404 (67,005)	162,888
68	1,694 (2,818)	7,167
758	19,219 (37,593)	54,846
2	32 (43)	49
390	14,102 (19,123)	42,965
13	183 (222)	464
87	1,990 (2,119)	12,532
166	3,184 (5,087)	44,865

第23表 産業別最低賃金決定状況

(昭和38年3月31日現在)

事 項 別		最 低 賃 金 決 定						
		件 数						2) 使用者数
		9 条		10条		11条		
		改 正		改 正		改 正		
産 業 別		件	件	件	件	件	件	
計		1,165	326(22)	49	10(1)	3	1	146,647
製 造 業		939	295(22)	39	9(1)	3	1	91,786
食 料 品 製 造 業		195	53(4)	7	2	—	—	12,480
織 維 工 業		133	59(2)	6	2	1	—	27,586
衣服其他織維製品製造業		35	11	3	—	—	—	3,749
木材製品製造業		110	18(1)	3	1	—	—	13,318
家具装備品製造業		48	14	—	—	—	—	3,652
パルプ紙紙加工品製造業		28	10(3)	3	1	—	—	2,594
出版印刷・同関連産業		47	12(1)	9	2(1)	—	—	5,707
化学工業		9	6	1	—	1	1	445
石油製品石炭製品製造業		3	—	—	—	—	—	65
ゴム製品製造業		2	—	—	—	—	—	17
皮革・同製品製造業		3	—	—	—	—	—	312
窯業土石製品製造業		69	20(2)	4	—	1	—	6,075
鉄業土鋼製品製造業		30	8(1)	1	—	—	—	1,620
非鉄金属製造業		5	1	—	—	—	—	421
金属製品製造業		27	11(1)	—	—	—	—	2,185
機械器具製造業		107	41(4)	—	—	—	—	6,129
電気機械器具製造業		19	3	—	—	—	—	1,332
輸送機械器具製造業		32	13(2)	—	—	—	—	1,409
精密機械器具製造業		4	—	—	—	—	—	173
その他の製造業		33	15(1)	2	1	—	—	2,517
漁業・水産養殖業		1	—	—	—	—	—	119
建設業		16	5	—	—	—	—	919
卸売業・小売業		29	7	1	—	—	—	4,320
運輸通信業		56	2	—	—	—	—	7,822
運送業		5	1	—	—	—	—	509
その他の		94	13	9	1	—	—	36,793
		25	3	—	—	—	—	4,379

(注) 1) () 内は再改正決定公示件数である。

2) 法第9条に基づく最低賃金の適用を受ける使用者数(労働者数)、法第10条に基づく最低賃金により拡張適用された使用者数(労働者数)及び法第11条に基づく最低賃金の適用を受ける使用者数(労働者数)の合計である。なお、法第11条に基づく最低賃金の適用労働者数は合計82,117人である。

3) 「事業所統計調査報告(全国)」(昭和35・6総理府統計局)による民営中小企業労働者数。なお、最低賃金の決定されている産業のみについて

状 況	3)	4)	(参 考)
2)	中 小 企 業 総 勤 務 者 数 (A)	適用率 (A)/(B)	業 種 の 具 体 的 内 容
人 百 人	人 百 人		
2,054,253	108,130	19.0	
1,698,597	49,199	34.5	
167,859	5,428	39.9	かん詰, 水産練, パン, 菓子, 清涼飲料等
435,106	7,537	57.7	織物, わん糸, メリヤス等
68,169	2,261	30.2	外衣, 手袋, スカーフ等
158,776	3,464	45.8	製材, 木箱等
28,601	1,470	19.5	家具, 建具等
42,312	1,718	24.6	製紙, 紙器等
81,281	2,477	32.8	印刷, 製本等
85,114	1,912	6.3	家庭薬, しょうのう等
1,611	207	7.7	豆炭
8,471	540	15.7	タイヤ, ゴム製品等
6,085	445	13.7	皮ぐつ, 製革等
122,610	2,635	46.5	石灰, とうじ器等
53,711	1,440	37.3	鋳物, 伸鉄, 鍛造等
11,472	594	19.3	特殊鋳物等
51,894	3,859	13.4	やすり, 金属加工等
175,609	4,600	38.2	一般機械等
62,294	2,778	22.4	真空管, 計測器等
90,969	2,081	43.7	鋼船造修自動車等
4,957	989	5.1	光学機械, レンズ等
41,694	2,752	15.2	畳床, 真珠核等
1,044	—	—	真珠養殖
8,719	1,485	5.9	ろう石採石等
29,922	7,937	3.8	電気工事, 板金工事等
75,890	24,555	3.1	各種卸小売
17,968	8,131	2.2	貨物運送等
156,862	3,023	12.0	自動車整備, クリーニング, 理容, 美容等
65,253	—	—	湖西町, 三木市等

て計上したので, 各欄の計は合計欄の数値と一致しない。

- 4) 「化学工業」の適用率は大企業労働者数(全国化学繊維製造業地域的最低賃金適用労働者72,969人)を除いて算出した。
- 5) 業種を問わず, 一定の地域内に存在する業者によつて締結された業者間協定に基づく最低賃金が決定されたものである。
例……湖西町, 板柳町, 三原市, 三木市等
- 6) 全国石灰鉱業最低賃金は効力発生が4月であり, 本表から除外した。

資料出所 労働省労働基準局

第24表の1 年少労働者余暇利用状況

終業後自由時間になるまでに主にどんなことをしているか

(個人)

産業		調査年少労働者数	終業後自由時間になるまでに主に過す態様別										
			仕事の後片付け・整理	店番・電話番	帰宅時間	家事	家業	身廻りの整理	入浴・食事	通学	雑用	その他	不明
合	計	4,069	163	42	374	1,019	132	311	1,014	555	181	356	419
	通勤	2,760	26	1	372	859	132	142	660	478	92	187	341
	住込	1,309	142	41	2	160	—	169	354	77	89	169	78
	計												
	男	2,310	123	38	245	224	81	86	712	368	139	213	341
	女	1,759	45	4	129	795	51	225	302	187	42	143	78
製造業	計	2,927	84	7	280	786	124	238	736	399	133	254	341
	通勤	2,104	6	1	280	650	124	110	491	336	76	136	297
	住込	823	78	6	—	136	—	128	245	63	57	118	44
	計												
	男	1,674	71	7	208	191	76	60	563	246	107	145	278
	女	1,253	13	—	72	595	48	178	173	153	26	109	63
商業	計	1,142	84	35	94	233	8	73	278	156	48	102	78
	通勤	656	20	—	92	209	8	32	169	142	16	51	44
	住込	486	64	35	2	24	—	41	109	14	32	51	34
	計												
	男	636	52	31	37	33	5	26	149	122	32	68	63
	女	506	32	4	57	200	3	47	129	34	16	34	15

(注) 態様別欄の数字は延数である

資料出所 労働省婦人少年局「年少労働者余暇状況実態調査」

第24表の2 労働日の余暇態様

(個人)

			回答の あった 労働者数	余暇時間の態様別								その他		
				ラジオ テレビ の聴視	読書	外散 歩	雑談	身廻り の整理	勉強	ただ何 となく				
合 計	計	計男女	3,926 2,230 1,696	2,632 1,540 1,092	2,044 977 1,067	689 394 295	1,438 680 758	206 113 93	108 81 27	598 330 268	541 319 222			
		通 勤	計男女	2,686 1,420 1,266	1,751 942 809	1,418 616 802	417 249 168	862 346 516	74 23 51	80 58 22	377 196 181	390 229 161		
				住 込	計男女	1,240 810 430	881 598 283	626 361 265	272 145 127	576 334 242	132 90 42	28 23 5	221 134 87	151 90 61
	製 造 業	計	計男女			2,870 1,646 1,224	1,923 1,137 786	1,487 725 762	566 320 246	999 475 524	134 82 52	79 54 25	447 245 202	393 229 164
				通 勤	計男女	2,058 1,144 914	1,353 770 583	1,081 513 568	342 209 133	621 279 342	44 — 44	64 44 20	295 160 135	301 192 109
						住 込	計男女	812 502 310	570 367 203	406 212 194	224 111 113	378 196 182	90 82 8	15 10 5
	商 業	計	計男女	1,056 584 472	709 403 306			557 252 305	123 74 49	439 205 234	72 31 41	29 27 2	151 85 66	148 90 58
				通 勤	計男女	628 276 352	398 172 226	337 103 234	75 40 35	241 67 174	30 23 7	16 14 2	82 36 46	89 37 52
						住 込	計男女	428 308 120	311 231 80	220 149 71	48 34 14	198 138 60	42 8 34	13 13 —

資料出所 第24表の1 参照

第24表の3 休日の主なる過ごし方

(個人)

		計	通 住 別		性 別		地 域 別		
			通 勤	住 込	男	女	七 大 府 県	都 道 其 他	
調 査 年 少 勞 働 者 数			4,069	2,760	1,309	2,310	1,759	898	3,171
休 日 の 主 な る 過 し 方	家 事・家 業	620	613	7	211	409	110	510	
	教 養・勉 学	490	431	59	233	257	109	381	
	け い こ 事 等	163	119	44	—	163	36	127	
	ス ポ ー ツ	605	459	146	569	36	205	400	
	ハイキング・ピクニック 等のレクリエーション	98	67	31	72	26	31	67	
	休 養	297	190	107	180	117	66	231	
	交 友・訪 問	202	130	72	89	113	69	133	
	帰 省	155	7	148	89	66	22	133	
	買 物	86	54	32	15	71	33	53	
	街 に で る	331	192	139	145	186	51	280	
	映 画	2,432	1,664	768	1,471	961	574	1,858	
	ラ ジ オ・テ レ ビ	43	6	37	35	8	16	27	
	身 廻 り の 整 理	872	587	285	195	677	196	676	
そ の 他	896	622	274	538	358	248	648		
不 明	26	13	13	16	10	9	17		

資料出所 第24表の1参照

第24表の4 有給休暇を与える時季 (事業場)

産 業	規 模	有給休 暇のあ る事業 場数	与 える 時 季 別								不 詳
			請求さ れたとい きいでも	業務が ひまな とき	時季を 指定す る	指 定 す る 時 季					
						盆	年末	年始	やぶ 入り	その 他	
製 造 業	計	673	372	68	259	197	105	222	12	73	2
	1～ 9人	137	27	7	103	83	45	95	6	27	—
	10～ 29人	255	116	25	114	87	41	96	3	36	2
	30～ 99人	177	136	27	32	24	18	23	3	7	—
	100～299人	50	44	3	5	3	—	4	—	2	—
	300人以上	54	49	6	5	—	1	4	—	1	—
商 業	計	342	97	44	231	185	28	213	10	58	9
	1～ 9人	125	18	5	100	82	15	93	6	19	6
	10～ 29人	167	61	20	114	89	8	104	3	35	—
	30人以上	50	18	19	17	14	5	16	1	4	3

(注) 「時季を指定する」ものの「時季別」の数は延数である。

資料出所 第24表の1 参照

第24表5 通勤住込別、性別有給休暇利用態様 (個 人)

			通 住 計			通 勤			住 込		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女
有給休暇のあるもの			1,658	953	705	1,106	612	494	552	341	211
利 用 態 様 別	レクリエーション		431	274	157	363	222	141	68	52	16
	趣味・教 養		112	63	49	83	51	32	29	12	17
	娯 楽		329	212	117	238	143	95	91	69	22
	休 養		481	271	210	348	186	162	133	85	48
	身廻りの整理		213	72	141	132	29	103	81	43	38
	帰 省		384	256	128	30	22	8	354	234	120
	病 休 振 替		383	200	183	293	160	133	90	40	50
	そ の 他		220	139	81	190	119	71	30	20	10
不 詳			73	12	61	54	8	46	19	4	15

資料出所 第24表の1 参照

第25表の1 余暇を利用してやりたいと思つていること

区 分		計		男		女	
		実数	%	実数	%	実数	%
回 答 年 少 労 働 者 数		2,452		1,230		1,222	
※ 回 答 の 計		件 2,882	% 100	件 1,244	% 100	1,578	% 100
や り た い と 思 つ て い る 内 容	和 洋 裁・料 理 の 学 習	799	28	4	0	795	50
	職 業 知 識	425	15	301	24	124	7
	勉 学	344	12	196	15	146	9
	ス ポ ー ツ	246	8	186	14	60	3
	生花, お茶, 舞踊, 手芸等	199	7	—	—	199	12
	自動車運転免許の取得	178	6	175	14	3	0
	就 学・通 信 教 育	150	5	96	7	54	3
	音 楽, 絵 画, 演 劇	137	4	72	5	65	4
	行ハイキング等レクリエーション	84	2	46	3	36	2
	読 書	77	2	42	3	35	2
	一 般 教 養	53	1	30	2	23	1
	ラジオ, テレビ機械等の組立	40	1	40	3	—	—
	休 養	19	0	13	1	6	0
	文 学	17	0	2	0	15	0
	グループ・クラブ・サークル活動	15	0	12	0	3	0
	囲碁・将棋・トランプ・麻雀等	11	0	11	0	—	—
	そ の 他	28	0	16	1	12	0

※ 回答は重複を許している。

資料出所 婦人少年局「年少労働者余暇生活利用状況調査—個人調査—」

(昭和35年実施)

第25表の2 余暇を利用してやりたいと思つていること

区 分			計				15~17才			18~19才			20~24才		
			計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
			実数	百分比											
計			2,213		1,251	962	379	207	172	642	364	278	1,192	680	512
あ る	小 計		1,156	100	532	624	168	75	93	330	150	180	658	307	351
	職業に必要な知識技術		189	16	167	22	29	25	4	46	42	4	114	100	14
	和洋裁, 料理, 茶, 生花等家事けいこ等		462	39	84	54	60	—	60	143	51	38	259	3	256
	読書, 一般教養		105	9	71	34	14	10	4	26	20	6	65	41	24
	教育機関就学, 通信教育		48	4	38	10	10	7	3	14	10	4	24	21	3
	スポーツ, 旅行, 登山等野外活動		215	18	145	70	39	23	16	53	39	14	123	83	40
	映画, パチンコ, 等娯楽		32	2	27	5	2	2	—	10	8	2	20	17	3
	そ の 他		105	9	76	29	14	8	6	38	26	12	53	42	11
な い			741		523	218	145	95	50	211	152	59	385	276	109
わ か ら な い			316		196	120	66	37	29	101	62	39	149	97	52

資料出所 文部省「市街地青少年余暇利用調査報告書
一事業所調査一」

(昭和37年実施)

第26表 都道府県別閉店時刻別商店街等一せい閉店制実施状況

閉店時刻別 都道府県別			18 時 30 分 以 前		19 時	
			事 業 場 数	労働者数	事 業 場 数	労働者数
合 計			15,726(19,356)	72,516	8,598(16,995)	22,883
北海道	青森	道	68(70)	254	406(449)	1,619
岩手	宮城	森			79(132)	95
秋田		手	93(106)	621	27(35)	70
山形	福島	城	1,132(1,290)	3,993	95(465)	514
福井	茨城	木	14 (40)	22	357(1,012)	1,674
新潟	群馬	馬				
東京	神奈川	玉	2,868(3,168)	12,918	524(994)	2,158
新潟		葉	63(81)	261	1,937(4,963)	5,135
富山	石川	山			223(311)	419
福井	山梨	井			119(227)	247
山梨	長野	野	272(488)	1,413		
岐阜	静岡	早	1,293(2,027)	9,000		
愛知	三重	岡	53(57)	237	48(101)	110
滋賀	京都	知	970(1,130)	5,000	106(149)	450
大阪	兵庫	重	8,529(10,162)	37,417	4,326(7,509)	9,870
和歌山		賀	371(737)	1,380	291(499)	412
奈良	鳥取	山				
島根	岡山	取			60(149)	110
広島	徳島	山				
香川	愛媛	川				
高松	福岡	媛				
佐賀	長崎	知				
熊本	大分	岡				
宮崎		賀				
鹿児島		崎				
		本				
		分				
		崎				
		島				

注 事業場数欄の()内は雇用労働者のない事業場を含めた数である。

(昭和38年1月1日現在)

19 時 30 分		20 時		20 時 30 分	
事業場数	労働者数	事業場数	労働者数	事業場数	労働者数
2,684(3,861)	5,969	38,321(69,497)	127,701	8,219(21,474)	30,300
		3,916(4,984)	13,162	567(750)	1,826
13(15)	28	2,355(3,150)	5,586	18(33)	23
		1,384(2,729)	2,700	686(1,956)	2,757
				25(25)	75
422(534)	1,846	532(1,281)	3,002	2,228(4,397)	6,617
		318(395)	874		
		4,107(14,093)	13,916	201(332)	830
		1,169(3,602)	2,990		
		2,186(6,707)	7,840	1,616(5,657)	8,165
		8,216(8,968)	27,079	385(492)	693
		455(562)	1,113	351(770)	1,165
		29(86)	85		
35(63)	67	1,739(4,447)	11,118	120(265)	328
1,550(2,404)	2,550	11(11)	37	69(69)	450
		385(529)	795	297(822)	1,125
169(300)	254	1,255(1,528)	6,130		
483(516)	1,089	5,833(8,255)	17,730	227(1,890)	351
		2,111(3,212)	6,522		
		86(191)	186		
		36(265)	93		
		405(1,129)	904		
		170(392)	418	750(2,600)	4,000
		1,005(1,254)	3,084	395(728)	1,365
		200(340)	980	284(688)	524
12(29)	135	158(576)	320		
		256(787)	1,028		
		4(24)	9		

資料出所 労働省労働基準局

閉店時刻別			21 時		計	
都道府県別			事 業 場 数	労働者数	事 業 場 数	労働者数
合 計			220,163(463,344)	777,955	293,711(594,527)	1,037,324
北海道	青森	道森	3,288(4,369)	10,280	8,245(10,622)	27,141
		手	8,724(5,540)	10,830	2,724(5,540)	10,830
		城	3,724(7,456)	8,766	6,176(10,771)	14,470
		田	2,417(4,528)	9,527	4,593(9,334)	15,633
			4,230(13,215)	21,647	4,282(13,275)	21,792
山形県	福島	形島	1,195(1,896)	3,303	1,759(3,036)	7,509
		城	1,786(6,009)	4,292	3,741(6,688)	10,794
		木	4,031(13,464)	26,321	6,686(21,688)	21,750
		馬	7,464(14,467)	22,191	5,401(17,398)	30,141
					7,464(14,467)	22,191
山梨県	長野	山	4,309(11,853)	10,847	8,111(24,217)	26,854
		葉	16,580(30,173)	64,497	16,580(30,173)	64,497
		京	35,726(52,765)	126,720	47,719(66,387)	169,568
		川	8,346(16,351)	34,548	10,801(21,957)	41,057
		潟	5,089(13,642)	18,940	5,469(14,498)	20,190
新潟県	富山	山	2,459(5,019)	7,629	2,459(5,019)	7,629
		川	4,868(8,641)	14,872	4,868(8,641)	14,872
		井	1,640(4,001)	6,292	1,863(4,312)	6,711
		梨	3,602(8,066)	9,614	3,602(8,066)	9,614
		野	3,465(8,742)	12,148	5,750(14,232)	25,321
岐阜県	静岡県	阜	3,815(7,664)	12,235	3,815(7,664)	12,235
		岡	5,237(15,139)	20,900	5,237(15,139)	20,900
		知	7,365(10,217)	16,231	8,738(12,324)	25,718
		重	2,631(5,341)	6,545	4,234(7,802)	9,332
		賀	904(2,117)	3,227	1,634(3,569)	5,257
愛知県	京都	都	2,883(7,704)	6,662	5,214(10,511)	18,242
		阪	4,480(6,223)	17,792	23,337(32,449)	83,063
		庫	1,657(4,491)	3,912	5,140(11,345)	13,666
		良	1,272(4,603)	2,090	1,358(4,794)	2,276
		山	1,548(4,491)	4,577	1,584(4,756)	4,670
和歌山県	鳥取	取	1,448(3,051)	6,635	1,448(3,851)	6,635
		根	5,588(8,021)	15,071	5,388(8,021)	15,071
		山	2,829(6,670)	10,067	3,234(7,799)	10,971
		島	8,757(21,684)	31,248	9,737(24,825)	35,776
		口	4,909(14,649)	24,430	6,309(16,631)	28,883
徳島県	香川	島	1,504(6,300)	3,028	1,504(6,300)	3,028
		川	2,462(17,981)	7,224	2,462(17,981)	7,224
		媛	5,080(9,591)	16,688	5,080(9,591)	16,688
		知	1,632(4,978)	4,549	1,632(4,978)	4,549
		岡	6,756(13,815)	24,714	7,240(14,843)	26,218
高知県	福岡	賀	6,493(12,228)	24,078	6,493(12,228)	24,078
		崎	2,370(4,218)	10,595	2,382(4,247)	10,730
		本	4,753(8,195)	13,077	4,911(8,771)	13,397
		分	2,655(4,522)	9,863	2,655(4,522)	9,863
		崎	4,645(7,300)	25,548	4,901(8,157)	26,576
鹿児島県	鹿	島	9,747(21,090)	33,705	9,751(21,114)	33,714

昭和38年12月 1 日 印 刷

昭和38年12月 1 日 発 行

年 少 労 働 の 実 情

東京都千代田区大手町 1 の 7

発 行 所 労 働 省 婦 人 少 年 局

東京都板橋区板橋町2の171

印 刷 所 信 陽 堂 印 刷 株 式 会 社

GAa1/1

労働省婦人少年局

女性と仕事の未来館



00734731

